

高齢社会対策大綱(令和6年9月13日閣議決定)フォローアップ
「第2 分野別の基本的施策」(令和7年度末進捗状況)

高齢社会対策大綱(令和6年9月13日閣議決定)		令和7年度末の進捗状況
1 就業・所得		
(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備		
① 高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進		
1	職業人生の長期化や働き方の多様化等が進む中、勤労者のライフスタイルに応じたキャリア選択を可能とし、誰もが能力を発揮して働ける環境を整備するとともに、人材の確保・育成や労働生産性の向上につなげるため、リカレント教育の抜本的な拡充、リ・スキリングによる能力向上支援の推進等を行う。	○「リカレント教育エコシステム構築支援事業」において、社会人向けのリ・スキリング、リカレント教育プログラムを開発・提供する大学等の取組を支援し、リカレント教育の抜本的な拡充、リ・スキリングによる能力向上支援を推進した。 ○求職者や在職者等向けの公的職業訓練を実施しているほか、人材開発支援助成金において、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を支援している。また、一定の受給要件を満たす方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給する教育訓練給付金による支援を実施している。
2	勤労者が将来のキャリアを考えながら、自律的・主体的に学習内容や習得スキルを選択できることが重要であり、個人への直接支援の拡充や教育訓練機関の活用等、多様なニーズを踏まえたリ・スキリングの機会の充実や職業能力の「見える化」を図るとともに、個々人に合った職業人生を通じたキャリア形成支援を推進する。	○在職中も含めた学びの促進のため、教育訓練給付制度の活用により、労働者個人の主体的な能力開発・キャリア形成を引き続き支援するとともに、令和6年5月に成立した改正雇用保険法において、令和7年10月より、雇用保険被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるために賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金を創設した。 また、令和7年10月より、雇用保険被保険者ではない等の要件を満たす者が教育訓練を受講する場合に、教育訓練費用と教育訓練期間中の生活費を融資するリ・スキリング等教育訓練支援融資事業を創設した。 ○外部労働市場に一定の通用力を有する職業能力評価制度である団体等検定制度について、令和7年度は新たに3件の認定を行い、職業能力の「見える化」に取り組んだ。 ○高齢期を見据えたキャリア形成支援を推進するため、労働者のキャリアプラン再設計や企業内の取組を支援するキャリア形成・リスキリング推進事業において、労働者等及び企業に対しキャリアコンサルティングを中心とした総合的な支援を実施した。
3	また、大学等の高等教育機関において、高齢者を含め、社会人に対する多様な学びの機会の提供を図るため、企業等と連携し社会人向けの実践的なプログラムの開発や拡充を行うとともに、地方公共団体や産業界と連携し、リカレント教育に関するニーズの把握やマッチング等を効果的・効率的に行うためのプラットフォームを構築する。加えて、社会人入試の実施、公開講座、科目等履修生制度や履修証明制度の活用等に取り組むとともに、専修学校の実践的な職業教育における単位制・通信制の制度を活用した取組の支援、放送大学の学習環境の整備・充実を図る。	○「リカレント教育エコシステム構築支援事業」において、大学等の高等教育機関が地域や産業界と連携・協働し、経営者を含む地域や産業界の人材育成ニーズを踏まえた教育プログラムの開発・提供及び、持続的にプログラムを提供するための産学官連携プラットフォームや産学協働体制の構築を支援した。 ○令和7年度に専修学校において単位制で学ぶ学生は190,425人、通信制で学ぶ学生は1,369人であり、令和6年度に比べてそれぞれ3,844人と121人増加した。 ○放送大学の学習環境の整備・充実を図った。
4	企業において、労働者が主体的に学ぶための時間を確保できるような取組を推進することで、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備を進める。	○人材開発支援助成金において、企業が教育訓練休暇制度を導入する際の経費等の一部を助成することにより、労働者が主体的に学ぶ取組を支援している。 ○労働時間等設定改善指針に基づき、労働者が自発的な職業能力開発を図ることができるよう、教育訓練休暇等の特別な休暇の付与等について、事業主に対する周知を行っている。
② 企業等における高齢期の就業の促進		
5	高齢期においても希望に応じて経験や知見を活かして活躍できるよう雇用の質を高め、各世代がやりがいを持って働くことのできる環境を整備するため、高齢の労働者を含め、スキルアップやリ・スキリングの機会の提供、年齢ではなく経験やスキルに基づく労働者の配置とともに、仕事内容や働きぶりに合わせた賃金体系等のアウトプットに基づく評価や処遇の仕組みの整備が必要である。企業におけるこれらの取組を後押しするため、高齢者の活躍に取り組む企業の事例集の展開を図るとともに、企業への専門家の派遣、助言の取組を進める。副業・兼業については、労働者の健康確保に留意しつつ、普及促進を図る。	○高年齢者の活躍に取り組む企業の事例収集・展開を図るとともに、70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーを企業へ派遣し、高年齢者の雇用環境の整備に関する相談・助言・制度改善提案を実施した。 また、65歳超雇用推進助成金において、賃金・人事処遇制度の導入等、高年齢者の雇用管理制度の整備等を実施した企業に対して助成を行うとともに、令和8年度予算案に助成額の増額等拡充を盛り込んだ。 ○副業・兼業については、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等の周知を実施するとともに、公益財団法人産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報及びその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供する「副業・兼業に関する情報提供モデル事業」を実施し、副業・兼業への取組の拡大を図った。
6	65歳以上の年齢への定年延長や 66 歳以上の継続雇用制度の導入等を行う企業を支援するとともに、高齢者の雇用に関する各種助成制度や給付制度等の有効な活用を図る。	○65歳超雇用推進助成金において、65歳以上への定年の引き上げ、66歳以上への継続雇用制度の導入等の措置を実施した企業に対して助成を行うとともに、令和8年度予算案に助成額の増額等拡充を盛り込んだ。 ○早期再就職支援等助成金において、離職を余儀なくされる高年齢者等を早期に雇い入れ、前職よりも賃金を5%以上上昇させた企業等に助成することで、再就職が困難である高年齢者等の円滑な労働移動の強化に努めた。 ○特定求職者雇用開発助成金において、高年齢者等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行った。 高年齢者の就業意欲の維持・喚起及び65歳までの雇用継続の援助・促進を図るため、60歳到達時点等と比較し、賃金が一定割合低下した、60歳以上65歳未満の雇用保険一般被保険者に対して、高年齢雇用継続給付を支給した。

7	企業における65歳までの雇用確保措置及び70歳までの就業確保措置の実施状況等を踏まえつつ、働く意欲のある高齢者が、その経験や知見を活かして活躍できるよう、個々の企業において、その実態に応じた定年制や再雇用等、高齢期の雇用の在り方についての検討が求められるところであり、このような取組を後押しするため、各企業の参考となる事例をまとめ、周知を行う。	○高齢者の人事・給与制度の工夫に取り組む企業にヒアリングを実施し、個々の企業が実態に応じて定年制や再雇用等、高齢期の雇用の在り方について検討する際の参考となるよう、事例を取りまとめ、周知を行った。
8	地域における高齢者の就業促進に当たり、地方公共団体の意向を踏まえつつ、都道府県労働局と地方公共団体が一体となって地域の雇用対策に取り組むための雇用対策協定の活用を図る。	○都道府県労働局から雇用対策協定に係る事例を収集し、全労働局に共有を行い、さらなる雇用対策協定の締結を促した。
9	公務員については、2023年度(令和5年度)から65歳に向けた段階的な定年引上げが始まったところ、引き続き定年の引上げに係る人事管理諸制度の円滑な実施に向けた取組を推進する。	○国家公務員については、2025年度(令和7年度)に定年年齢が62歳に引き上げられたところであり、シニア職員の実態把握・分析や民間企業等の取組についての情報収集を行うとともに、シニア職員の具体的な職務付与や若年層等の職員との職務分担、貢献意欲の向上策等の取組を進めた。 ○地方公務員についても、国家公務員と同様に、定年年齢が62歳に引き上げられたところであり、高齢期職員の具体的な職務付与、モチベーション維持のための取組、周囲の職員も含めた職場環境の整備等に取り組むとともに、定年引上げの適切かつ円滑な運用に向けて、必要な助言等を行った。
10	高齢期の特性を踏まえ、柔軟な働き方や健康・安全への配慮、デジタルを活用した負担軽減等の取組を進める。その際、フレイル・ロコモ対策の視点や、安全管理システムの開発といったテクノロジーの活用等に留意する。ICTを活用したテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進する。	○事業主を対象としたセミナー等の開催、テレワークに先進的に取り組む企業等の周知広報等により、テレワークの定着・促進を図った。 ○適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着支援を図るため、テレワークに関する労務管理等について相談できる窓口での相談対応や、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知等を行った。 ○高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等について、事業場において適切に実施されるよう、令和8年2月に「高齢者の労働災害防止のための指針」を公表した。この指針については、各都道府県労働局・労働基準監督署において、周知を図っている。
11	就業・労働時間等に関する事項について、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月18日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)等を踏まえ、高齢者も含めた全ての労働者の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図る。	○高齢者も含めた全ての労働者の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図るため、メールマガジン「カエル！ジャパン通信」を通じ、ワーク・ライフ・バランスに関する具体的な取組事例、有識者の調査研究成果等の情報を発信した。
	③ 高齢期のニーズに応じた多様な就業等の機会の提供	
12	高齢期は、個々の健康・意欲・体力等に個人差があり、雇用・就業形態や労働時間等についてのニーズが多様化することから、それを踏まえた環境整備を行う。	○高齢者の活躍に取り組む企業の事例収集・展開を図るとともに、70歳雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーを企業へ派遣し、高齢者の雇用環境の整備に関する相談・助言・制度改善提案を実施した。
13	高齢期のニーズに応じた多様な就業を後押しする観点から、継続的な業務委託契約や事業主が行う社会貢献事業に従事することにより就業機会を確保する創業支援等措置について、事例を含めた制度の周知を行い、更なる活用の拡大を図る。	○高齢者雇用状況等報告から創業支援等措置の実施状況の把握・分析等を行うとともに、都道府県労働局を通じて導入企業へのヒアリング等を行い、好事例その他の情報の収集に取り組んだ。
14	高齢期に自らの職業経験を活用すること等により、高齢者が事業を創出し、継続的な就業機会の確保ができるよう、起業の意欲を有する高齢者に対して、日本政策金融公庫の融資を含めた資金調達等の支援を行う。	○日本政策金融公庫において、創業者向けの融資制度を設けており、シニア起業家等に対して特別利率の適用を措置している。令和7年度におけるシニア起業家への支援数は、3,135先であり、増加傾向で推移している。 引き続き、日本政策金融公庫の同制度等を通じて、高齢者への資金調達等の支援を実施していく。
15	ハローワークにおける生涯現役支援窓口において、高齢求職者が幅広く社会に貢献できるよう、これまでの就労経験や高齢期における多様なニーズを踏まえた職業生活の再設計に係る支援を行うほか、高齢求職者の希望する職種と求人のニーズも踏まえながら、求人開拓や雇用情報提供、マッチングの強化等、総合的な就労支援を実施する。	○高齢求職者の再就職支援のため、特に65歳以上の高齢求職者を対象に、本人の状況に即した職業相談や職業紹介、求人開拓等の支援を行うとともに、職場見学、職場体験及び各種セミナー等を実施した。
16	退職後に、臨時的・短期的又は軽易な就業等を希望する高齢者等に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業を実施するとともに、地方公共団体が中心となって、地域の経済団体等地域の様々な機関と連携して高齢者の就業機会を創る取組を支援する。加えて、労働者協同組合の活用により、地域における多様なニーズに応じ、高齢者が自ら働く場を創出する取組を促進する。	○シルバー人材センターにおける就業機会の確保・提供及び会員拡大等の取組や地域のサービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での高齢者の就業促進を支援するとともに、生涯現役地域づくり環境整備事業において、地域の経済団体等地域の様々な機関と連携し、高齢者の多様な就業機会の創出、社会参加等のマッチングに取り組んだ。 また、好事例動画の発信やガイドブックの作成に取り組むなど、労働者協同組合の普及啓発に努めている。 さらに、5県で実施しているモデル事業においては、多様な労働者協同組合の立ち上げが進んでおり、その中には高齢者が働き手の中心となっている組合も設立されている。

(2) 公的年金制度の安定的運営		
17	基礎年金国庫負担の2分の1への引上げに続き、予定されていた保険料の引上げが完了したことにより、収入面では、こうした年金財政の仕組みが完成をみたことを踏まえ、決められた収入の範囲内で、年金の給付水準を確保すべく、長期的視点に立って年金制度を運営していく。	○公的年金制度については、前年の賃金等の変動に応じて年金額を改定することを基本としながら、将来世代の負担が過重にならないよう、マクロ経済スライド等により長期的な給付と負担のバランスを確保することで、将来にわたって持続可能な仕組みとしている。 令和7年度の年金額改定では、法律の規定に基づき、名目賃金変動率(プラス2.3%)から、マクロ経済スライドによる調整分(マイナス0.4%)を差し引き、プラス1.9%の引上げを行った。
18	働き方に中立的な年金制度の構築を目指して、更なる被用者保険の適用拡大等に向けた検討を着実に進める。	○短時間労働者への適用拡大については、企業規模要件の段階的撤廃及び賃金要件の撤廃を行うこととし、個人事業所の適用範囲については、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所の非適用とされている業種を解消することとした、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第74号)が第217回通常国会において成立した。
(3) 高齢期に向けた資産形成などの支援		
19	私的年金制度は公的年金の上乗せの年金制度として、公的年金と相まって、個人や企業等の自助努力により、高齢期の所得確保を支援する重要な役割を担っている。私的年金制度の利用拡大に向け、個人型確定拠出年金(iDeCo)における加入可能年齢の引上げのみならず、拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて検討し、2024年(令和6年)中に結論を得る。また、手続の簡素化や中小企業が利用しやすい制度の導入の周知等を行うとともに、企業年金や個人型確定拠出年金(iDeCo)を含む私的年金制度に関する広報活動を展開することにより、私的年金制度の普及・充実を図る。	○「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第74号)が令和7年6月20日に公布され、私的年金制度の関係では、令和8年4月からは、企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという制限の撤廃及び簡易企業型年金と通常の企業型確定拠出年金(企業型DC)の統合による企業型確定拠出年金(企業型DC)の手続きの簡素化が施行されることとなった。 また、令和8年12月からは個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の引上げに加えて、企業型確定拠出年金(企業型DC)・個人型確定拠出年金(iDeCo)の両方の拠出限度額の引上げが施行される予定である。 ○企業年金連合会、国民年金基金連合会、金融経済教育推進機構(J-FLEC)等の関係団体と連携しながら、企業年金や個人型確定拠出年金(iDeCo)を含む私的年金制度に関する広報活動を展開することにより、私的年金制度の普及・充実を図った。
20	ゆとりある高齢期の生活を確保するためには計画的に資産形成を進めることが重要である。より幅広い層の安定的な資産形成を支援していくため、金融業界や金融経済教育推進機構(J-FLEC)とも連携しつつ、個々人のライフプランやライフステージに応じた資産形成、及びその一環としてのNISAの適切な活用を促す。	○J-FLECが行う出張授業において、ライフプラン・ライフステージに応じた資産形成を行うことの重要性や、NISA制度の活用方法について紹介している。
21	退職金制度が老後の所得保障として果たす役割は依然として大きいことに鑑み、独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業等を対象とした中小企業退職金共済制度の普及促進を図るとともに、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な財産形成を促進するために、勤労者財産形成貯蓄制度の普及促進を図る。	○中小企業退職金共済制度について、関係団体等と連携し、各種会議での制度説明や資料配布のほか、SNSでの情報発信等により、周知、広報を行い制度の普及促進を図った。 ○勤労者財産形成促進制度について、令和7年度においては、より幅広い層に訴求することを念頭に、金融庁・金融経済教育推進機構とともに開催した資産形成セミナーにおいて、財形制度について周知、広報等を行う等、制度の普及促進を図った。
22	低所得の高齢者世帯に対して、居住用資産を担保に生活資金を貸し付ける制度として、都道府県社会福祉協議会が実施している不動産担保型生活資金の貸与制度の活用の促進を図る。	○不動産担保型生活資金の貸付について、借入に際しての所有権移転請求権保全のための仮登記に関する要件を緩和した。

2 健康・福祉		
(1) 健康づくりの総合的推進		
① 生涯にわたる健康づくりの推進		
23	健康づくりのための国民運動である「健康日本21(第三次)」において設定されている目標達成に向けた取組等により、生涯を通じた健康の増進を図る。	○健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、栄養・食生活、身体活動・運動、睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康等の各分野で具体的な目標値を設定し、健康づくりを推進している。 令和7年度には第5回健康日本21(第三次)推進専門委員会において、健康日本21(第三次)の指標について、ベースライン値の設定と目標値の一部見直しを検討した。
24	企業、団体、地方公共団体に対し、相互に協力・連携しながら、労働者、構成員、地域住民等が自発的に健康づくりに参画することができる取組の実施を促す。	○スマート・ライフ・プロジェクトを通じて、「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」、「健診・検診の受診」、「良質な睡眠」、「女性の健康」の6つのテーマで、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体への支援や先進・優良事例の横展開を通じた健康無関心層を含む国民への働きかけを行っている。令和7年度は、その一環として、大阪・関西万博会場にて開催した「令和7年度健康寿命をのばそう！サロン in EXPO」において、健康づくりにおける優良事例の共有等を行った。
25	高齢者の介護予防や生活習慣病予防等の健康情報等を掲載するウェブサイトやアプリの活用等広報の充実を図るとともに、学校保健との連携等ライフステージに応じた健康リテラシー向上の取組を図る。	○学校において、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培う保健教育を推進するため、保健教育の手引きや、児童生徒用の啓発教材の活用を促している。 ○厚生労働省ホームページ内の「健康日本21アクション支援システム～健康づくりサポートネット～」において、自治体や企業の担当者向けの健康課題別の資料や、一般の方向けの生活習慣病等の情報を提供している。 令和7年度はCOPDに関する資料と都道府県の実取組事例集を公表した。 ○介護予防の普及啓発Webサイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」を運用し、より効果的な介護予防の取組を展開・情報共有している。
26	幼少期の経済状況や逆境体験の有無等の成育環境による将来の健康状態への影響等を考慮しつつ、「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするという基本的な方針の下、こども施策を推進する。	○こどもたちが育っていく環境の中で、非常に困難な体験(いわゆる”ACEs”)に直面した場合であっても、ウェルビーイングの危機的な低下を防ぎ、その後の人生への悪影響を軽減することが重要である。併せて、安全安心な生活環境において信頼できる大人との関係やまなびやコミュニティへの所属感を得るなどの成育面での肯定的な体験(いわゆる”PCEs”)を増やすことが必要である。 ○こども大綱に基づき、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示すアクションプランである「こどもまんなか実行計画2025」を策定した。実行計画の策定に当たっては、各施策の実施状況や、こども大綱に掲げる数値目標・指標等を踏まえ、検証・評価を行っており、毎年度、施策全体の点検・見直しを図りながら施策を推進している。
27	医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の着実な実施や、データヘルス計画に沿った取組等、加入者の予防健康づくりの取組を推進していくとともに、糖尿病を始めとする生活習慣病の重症化予防の先進的な事例の横展開を進める。	○医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の着実な実施を推進するため、費用の一部を補助し、円滑な実施を支援した。加入者の予防健康づくりの取組を推進していくため、第3期データヘルス計画にもとづき、標準化を進めながら各保険者での取組を進めている。各保険者における保健指導を推進するための事業等において、重症化予防にかかる先進的な取組について横展開を行った。
28	高齢者を含む多様な主体におけるスポーツの機会を創出するとともに、心身の維持・向上に適した方法や目的を定めた運動・スポーツの実施を促進し、人々が高齢期を含めそれぞれのライフステージにおいて最高の能力が発揮できる状態(ライフパフォーマンスの向上)を目指す。	○運動・スポーツ習慣化促進事業において、運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々を含め、誰もが身近な地域で安全かつ効果的な運動・スポーツの習慣化を図るための地方公共団体の取組を支援した。 ○Sport in Life 推進プロジェクトにおいて、スポーツを行うことが生活習慣の一部となることを目指し、民間企業、地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等で構成するコンソーシアムの運営(令和7年度末時点加盟約 5,600 団体)や好事例の表彰等を行った。 ○目的を持った運動・スポーツの実施を促進するため、個々が自らの運動器の状態を把握し、改善につなげる身体診断「セルフチェック」および改善エクササイズの普及を図った。 その一環として、取組モデルの創出や指導者養成事業を実施するとともに、関連動画・手引きの作成・周知を行った。
29	高齢期の健全な食生活の実現にも資するよう、こどもから大人に至るまで、生涯を通じた食育の取組を推進する。その際、高齢者の一人暮らし等、家庭環境や生活が多様化する中で、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、食や生活に関する基礎の習得にもつながる共食の機会の提供等を行う取組や、大人を対象に日々の消費行動をより健全なものへと転換する「大人の食育」等の取組を推進する。あわせて、食育の推進に向けて、学校、企業、生産者等の様々な主体を巻き込んだ国民運動を進める。	○「学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究」により、学校給食において地場産物を活用した食育を推進するための学校現場と生産者等をつなぐコーディネーターの派遣等を支援した。 ○「食の指導改善充実事業」により、肥満・痩身等の様々な健康課題を有する児童生徒への栄養教諭による個別指導力の向上等を行ったほか、食育の成果を見える化するための評価資料の作成を行うなど、児童生徒への食育を更に推進する後押しを行った。 ○郷土料理を始めとした地域の食文化の継承や農林漁業体験会の提供、和食給食の普及、共食機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成といった地域で取り組む食育活動を支援した。 ○食や農への理解醸成と行動変容を促し、大人の食育を推進するため、官民の幅広い連携・協働の取組を生み出す「官民連携食育プラットフォーム」を立ち上げ、また、「食育実践優良法人顕彰制度」を創設し、職場における従業員等への食育も推進した。
② 介護予防の推進		
30	高齢者の自立支援と生活の質の向上を目指すために、機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチとともに、地域づくり等の高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチについて、そのための人材養成も含め、バランスのとれた効果的・効率的な介護予防を推進する。特に、心身機能の向上や地域活動への参加を促すために、住民主体の「通いの場」を設置・活用しながら、高齢者が地域活動の担い手として、役割や生きがいを持てる地域社会の構築を行う。	○住民がより長く生き生きと地域で暮らし続けることができるよう、高齢者が集まり交流する「通いの場」の推進や、普及啓発等を行うとともに、令和7年度においては、人口減少・中山間地域等において介護予防を主軸に、地域で支え合い、多様な機関や関係者が連携して効果的に取組を行う拠点を整備するモデル事業を行った。

(2) 持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実		
	① 地域包括ケアシステム構築の深化・推進	
31	医療・介護の複合ニーズが高まる85歳以上人口の急増を見据え、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療や在宅介護の質・量両面での充実を含め、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を一層進めていく。	○住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進しているところ、2040年に向けては、自治体の規模や地域によって、高齢化や人口減少のスピードに大きな差が生じることが見込まれており、地域の実情に応じて、適切にサービスを組み合わせ提供できる体制を確保していくことが重要であるため、中山間・人口減少地域におけるサービス基盤の維持・確保のための配置基準の弾力化や包括的な報酬の設定が可能となるサービス類型の創設など、地域の実情に応じて多様なサービス基盤を整備するために必要な介護保険制度の見直しを行うことを検討している。
	② 必要な介護サービスの確保	
32	介護保険制度については、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療福祉サービスを行う制度として定着しており、着実な実施を図る。	○高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度について適切な運用を図るとともに、2040年に向けては、自治体の規模や地域によって、高齢化や人口減少のスピードに大きな差が生じることが見込まれていることを踏まえ、必要な見直しを行っていく。
33	地方公共団体における介護保険事業計画等の状況を踏まえ、要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を進める。	○第9期介護保険事業計画に基づき、各市町村において必要な介護サービス基盤の整備を進めている。
34	介護職員の処遇改善や介護の仕事の魅力向上を図るとともに、ICT等のテクノロジーの活用による業務負担の軽減や研修の受講促進等を通じた多様な人材が働きやすい環境整備、中高年齢者・外国人等の多様な人材の参入促進等により人材確保を図る。また、訪問介護、通所介護等の在宅サービスの充実を図るとともに、認知症対応型共同生活介護事業所、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の介護基盤や、サービス付きの高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備等を進める。	○介護人材の確保に向けては、 ・ 累次にわたる処遇改善の取組をはじめ、 ・ 職員のキャリアアップのための研修受講支援 ・ ICT等のテクノロジーを活用した生産性向上の推進による現場の負担軽減・職場環境の改善 ・ 介護職の魅力向上 ・ 外国人介護人材の受入環境整備 など、総合的な対策に取り組んでいる。 ○訪問介護等の在宅サービスについて、令和7年度補正予算において、賃上げ・職場環境改善に対する支援や、物価上昇の影響がある中でも介護サービスを円滑に継続するための支援のほか、訪問介護の提供体制の確保に向けた支援を盛り込むなど、サービス基盤の確保を図った。 ○介護施設等の整備については、地域医療介護総合確保基金にて財政支援を行っている。 ○サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進するため、整備費に対する補助、税制の特例措置、独立行政法人住宅金融支援機構の融資による支援を行った。
35	福祉用具・住宅改修の適切な普及・活用の促進や介護労働者の雇用管理の改善、公共職業安定所及び民間による労働力需給調整機能の向上等を図る。	○福祉用具・住宅改修においては適切な普及・活用を図るため令和7年度に「介護給付適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」を改訂し、モデル的に研修を行う等、周知を図った。 ○介護事業所の雇用管理の改善のためのコンサルティング等の実施や介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習を実施したことに加え、全国の主要な公共職業安定所に設置する「人材確保対策コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導等を実施した。 ○「医療・介護・保育分野適正紹介事業者認定事業」を通じ、介護分野における人材確保及びマッチングの質向上に向けた取組を行った。
	③ 介護サービスの質の向上	
36	高齢者介護サービスを担う介護支援専門員、訪問介護員、介護福祉士等の資質の向上を図るとともに、利用者が介護サービスを適切に選択し、良質なサービスを利用できるよう、ICT等を活用した事業者の情報公開等を進める。	○介護支援専門員の質の向上には介護支援専門員法定研修が重要な役割を果たしており、令和7年度も各都道府県において当該研修を実施した。 また、これまでも法定研修にかかる在り方やその中身について調査・検討を行ってきたところ、令和7年度補正予算において「介護支援専門員資質向上推進事業」を新設し、令和8年度中に検討を進める予定。 ○訪問介護員の資質の向上として、サービス従事者の資質向上のための取組を行っている訪問介護事業所について、介護報酬上の加算措置を設けるとともに、令和7年度補正予算等により研修体制の構築にかかる財政支援を行った。 ○介護福祉士等の資質の向上については、本人の能力や意欲、ライフステージに応じて様々なキャリアを選択できることを可視化した「山脈型キャリアモデル」において、介護福祉士等がそれぞれのキャリアで担うべき役割等を明確化するとともに、必要な知識・技術を修得できる研修を整理し、公表している。また、資質の向上に必要な各種研修について、都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金により支援を実施した。 ○介護サービスの利用者が、適切なサービスを選択できるよう、事業者選択に当たっての支援の観点から、公表のための介護サービス情報公表システムの運用を行った。
37	介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた支援を行うなどにより、介護職員の業務負担の軽減及びケアの質の確保に資する介護現場の生産性向上を一層推進する。	○介護テクノロジーの導入や定着に向けた支援については、令和6年度補正予算「テクノロジー導入・協働化等支援事業」を活用して、介護事業者がテクノロジーを導入する際の費用補助を実施している。 ○介護事業者の生産性向上等にかかる相談を一元的に受け付けるワンストップ型の相談窓口の各都道府県への設置を推進した。（令和7年度末時点で45都道府県への設置が完了。）
38	高齢者の尊厳の保持を図る観点から、特別養護老人ホームの個室ユニット化を進めるとともに、介護従事者等による高齢者虐待の防止に向けた取組を推進する。	○特別養護老人ホームの個室ユニット化については、各都道府県において地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備の支援等が行われてきており、令和7年度においても継続して実施している。 ○養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に向けた取組を推進するため、高齢者権利擁護等推進事業を利用した都道府県の支援を行うとともに、関係団体に向け虐待防止措置の徹底を要請する通知を令和7年12月に発出した。

④ 仕事と介護の両立支援		
39	家族の介護を理由とした離職を防止するため、介護休業制度の目的の理解を促進するとともに、円滑な介護休業の取得や介護休業からの復帰、柔軟な働き方の実現に取り組む中小企業に対する効果的な支援を行うなど、仕事と介護を両立することができる雇用環境の整備を推進する。	○全国各地での企業向けセミナーの開催や仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援を通じて、事業主が従業員の仕事と介護の両立を支援する際の具体的取組方法・支援メニューである「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」の普及促進を図るとともに、介護に直面した労働者の介護休業の取得及び職場復帰等を円滑に行うためのツールである「介護支援プラン」の普及促進に取り組んだ。 ○介護に直面する労働者に対して、「介護支援プラン」の策定を伴う円滑な介護休業の取得・職場復帰や介護両立支援制度等の利用を通じた就業継続支援等を行う中小企業事業主へ助成金を支給することにより、企業の積極的な取組の促進を図った。
40	仕事と介護の両立支援に関する企業経営上の位置付けを整理した「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」(令和6年3月経済産業省)の普及を進めるとともに、企業の経営層が両立支援の知見を共有できる仕組みづくりや、地域の中で中小企業の両立支援を支えるモデル構築・普及等を行う。	○育児・介護休業法改正を踏まえたガイドライン改訂や、仕事と介護の両立支援に取り組む大企業の経営層インタビュー動画の作成、また、地域内の複数の中小企業を対象に、仕事と介護の両立支援推進モデルの構築に向けた実証を実施した。
41	働く家族介護者の負担軽減の観点において、民間事業者等と連携し、介護需要の多様な受け皿のモデル提示や、介護保険外サービスの信頼確保のための環境整備を進める。	○地域の福祉課題に対応しつつ、収益性のある新たな高齢者・介護関連サービスを実現する「産福共創」の社会実装を目的としたモデル創出事業を実施、また、介護保険外サービスの信頼確保に向け、業界団体の自主的な認証制度の開始等を通じた環境整備を推進した。
(3) 持続可能な高齢者医療制度の運営		
42	後期高齢者の窓口3割負担(「現役並み所得」)の判断基準の見直し等については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)において、年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、2028年度(令和10年度)までに実施について検討することとされていること等を踏まえ、現役世代の負担が増加することや、2022 年(令和4年)10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への2割負担の導入)の施行の状況等に留意しつつ、検討を進める。	○「現役並み所得」の判断基準を含む高齢者の窓口負担割合のあり方について、社会保障審議会医療保険部会においてご議論いただいた。令和7年12月26日に公表した「議論の整理」(社会保障審議会医療保険部会とりまとめ)において、高齢者の窓口負担割合の在り方については、「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」(令和7年11月21日閣議決定)において「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」項目とされたことから、政党間の議論の状況を注視しつつ、引き続き検討すべきこととされた。
(4) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進		
43	共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)を踏まえて、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会を実現するため、「認知症施策推進基本計画」を策定し、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図る。	○令和6年12月に「認知症施策推進基本計画」が閣議決定され、この基本計画を踏まえ、各地方自治体において、認知症の人や家族等との対話を通じて、地域の実情に即した計画が策定されるよう、計画策定のための手引き作成や個別相談窓口の設置、セミナー等の開催を通じて、各地方自治体の計画策定に対する支援に努め、共生社会の実現に向けて、認知症に関する取組を推進した。
44	国民一人一人が、認知症に関する正しい知識と理解を深められるよう、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めるとともに、生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが想定される業種の従業員等向けの養成講座の開催の機会の拡大や、学校教育等における認知症の人等を含む高齢者への理解の増進等を図る。	○社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、認知症サポーターや認知症に関する基本情報について周知した。 ○学習指導要領に基づき高齢者に関する内容の学習が行われているところ、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の周知を図った。 ○「医学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)」において、学修目標として認知症等の理解増進等を含めた学修目標が掲げられており、各大学では、これを踏まえた授業が実施されている。 ○地域や職域など全国で実施している認知症サポーターの養成を支援するとともに、生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが想定される業種の従業員等向けの養成講座の開催の機会の拡大を図った。(認知症サポーター数は令和8年3月末時点で約1,708万人)
45	また、認知機能低下のある人や、認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センターを含む専門医療機関等について、地域の実情に応じた機能の強化や、各機関の間の連携強化を図る。	○地域における認知症医療の中心的な役割を担う認知症疾患医療センターについて、老人保健健康増進等事業において、センターに求められる機能を整理するとともに、地方自治体に対して周知を図っている。

(5) がん対策の推進		
46	高齢期の主要な死因であるがんについて、地域の関係機関等との連携による、個々の状況に応じた適切ながん医療の提供体制の整備、高齢のがん患者に対する医療の実態把握、意思決定支援の取組等を推進する。	○令和6年度及び令和7年度の厚生労働科学研究「介護ニーズを併せ持つ、治療中の高齢のがん患者が抱える治療や療養生活に関する課題の把握及び地域における医療・療養生活に関する支援の提供に資する研究」並びに令和5年度から令和7年度までの厚生労働科学研究「高齢がん患者の在宅療養環境の実態と課題の把握、及び高齢がん患者のフォローアップ体制に関する研究」において、高齢がん患者の治療・療養生活の実態把握等を進めており、地域や特性に応じた支援のあり方について調査を行っている。 ○薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる「専門医療機関連携薬局」の認定制度を設けており、その数は令和8年3月末時点で245薬局となっている。
47	「がん研究10か年戦略(第5次)」(令和5年12月25日内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣)に基づき、「がん対策推進基本計画」(令和5年3月28日閣議決定)に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資する調査研究等に加えて、革新的な診断法や治療法を創出するため、シーズの探索・育成、がんに関する先端的な科学技術の活用、異分野融合等の分野横断的な研究、低侵襲性診断技術や早期診断技術の開発、QOL(クオリティ・オブ・ライフ:生活の質)の維持向上の観点を含めた高齢のがん患者に適した治療法等を確立する研究、迅速な社会実装に向けた研究開発等を推進する。	○AMEDの革新的がん医療実用化研究事業を通じて、多面的な評価に基づく高齢者がんに関する臨床研究等を支援した。
(6) 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備		
48	人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、これに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として行われることが重要である。このため、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスであるACP(アドバンス・ケア・プランニング)について、患者の相談に適切に対応できる人材の育成等による体制整備を行うとともに、国民向けの情報提供・普及啓発を推進する。	○平成26年度から、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインに沿って本人の意思決定を支援する医療・ケアチームの育成研修を実施しており、令和7年度においても医療・介護従事者等を対象に研修を実施した。 ○平成29年度からは、人生会議に関するイベントの開催を実施しており、令和7年度には地方自治体との協働によるイベントの企画・実施等を通じ、国民向けの普及・啓発を進めている。
(7) 身寄りのない高齢者への支援		
49	高齢期において、望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地域におけるインフォーマルな関係づくりが重要となることから、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴走支援等の実施や重層的支援体制整備事業等の活用により、自治会や町会、スポーツ団体やNPO等のボランティア団体等、地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進する。	○自治体からは、プラットフォーム等の設置方法や取り組み方が分からないとの声もあり、令和6年度の「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」に採択された14市区町から、対策を始めたきっかけやまず取り組んだこと、取り組んで良かったこと・苦労したことを聴取し、内閣府HPIに掲載した。 ○引き続き、重層的支援体制整備事業等の活用により、市町村における包括的支援体制の整備を促進した。
50	地域の関係機関が身寄りのない高齢者を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、都道府県・市区町村における取組事例を収集し、情報提供を行うこと等により促進する。	○これまでに実施した社会福祉推進事業の報告書などから、都道府県・市区町村における取組事例を収集した。
51	身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がいないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組の試行的な実施を通じて課題を整理し、身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。	○独居高齢者に対する支援をはじめとした複雑化・複合化した地域課題に対応するために、地域包括支援センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させる観点から、生活支援体制整備事業において、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充を行った。 ○市町村を実施主体とする持続可能な権利擁護支援モデル事業の実績(令和7年度末まで実施)や社会保障審議会福祉部会の報告書(令和7年12月18日公表)の内容を踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図ることとする「社会福祉法等の一部を改正する法律案」を第221回特別国会に提出すべく準備を進めた。(令和8年4月3日に国会提出)

52	利用者が安心して高齢者等終身サポート事業を利用できるよう、2024年（令和6年）6月に関係府省庁が連携して策定した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に基づき、事業者の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進する。	○利用者が安心して高齢者等終身サポート事業のサービスを利用できるよう、関係府省庁と連携して、令和7年度も「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の周知に取り組んだ。
53	エンディングノートの準備を行うなど、一人暮らしの高齢者の生前の意向を確認していくことの重要性について、広く啓発を進めるとともに、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、現行の自筆証書遺言の方式に加え、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しを検討する。	○日本司法書士会連合会と共同で「エンディングノート」を作成し、法務省ホームページ等に掲載して、国民に対してエンディングノートに関する周知・広報を行っている。 ○遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、令和6年4月以降、法制審議会民法（遺言関係）部会において、遺言制度の見直しに関する調査審議が行われ、令和8年2月、法制審議会から法務大臣に「民法（遺言関係）等の改正に関する要綱」が答申された。同要綱は、電子データ等で作成された遺言書を法務局で保管する保管証書遺言を創設すること等を内容としている。 今後、要綱を踏まえた法案の提出がされる予定である。
(8) 支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進		
54	高齢者等が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心した生活を営むことができるような体制整備を推進するため、多様な関係者が連携して支援が必要な高齢者等の地域生活を支えるための地域づくりを進める。このため、行政や介護・福祉の専門職、地域住民、NPO等の地域づくりの多様な主体が連携する仕組みづくりを進める。	○市町村や地域包括支援センターによる地域の多様な主体との協働やICTの活用を通じた見守り支援について、各市町村の実情に応じた地域づくりに活用いただけるよう、取組のポイントや事例の周知を行った。 ○支え合いの体制づくりを推進する生活支援体制整備事業等について、市町村での多様な主体との連携を広域的に支援するため、都道府県における官民の多様な主体により構成されるプラットフォームの構築を推進するとともに、全国版の生活支援共創プラットフォームを運用する。
55	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係、また、社会保障の枠を超えて、地域の住民や多様な主体が支え合い、住民一人一人の暮らしと生きがい、そして、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指す。具体的には、市区町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施等を支援する。	○引き続き、重層的支援体制整備事業等の活用により、市町村における包括的支援体制の整備を促進した。
56	フレイルや認知症等を含む高齢者医療（老年医学）と、患者の身体面、心理面、家族や生活環境全体に配慮しながら医療を提供する全人的医療を行うプライマリ・ケア等の地域医療について、医療関係者が学ぶ機会の充実に取り組むとともに、「医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）」（令和4年11月7日モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会決定）を踏まえ、引き続き、医学部における教育での学びの充実を図る。	○学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）」において、老年期の患者に必要な知識の理解や地域におけるプライマリ・ケア等を学修目標に盛り込んでおり、各大学では、これを踏まえた授業が実施されている。 ○保健医療福祉の専門職に対し、様々な認知症に関する新しい知見の提供や、認知症の人への理解や基本法の理解を促進する等、認知症対応力向上のための研修を実施している。

57	患者等を地域資源(博物館、美術館、自然公園等の文化資本を含む。)につなぐ取組について、医療・福祉関係者の理解の促進や連携強化を図る。患者等にとって、こうした取組が自身のウェルビーイングの向上に資するものであるということについて周知啓発を図る。	○博物館・美術館が核となって、医療・福祉施設等の関係機関等と連携し高齢化等の社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に向けた新たな一歩を踏み出す取組を支援した。 ○東京国立博物館において、点訳版案内パンフレットの印刷・配布、研究員・ボランティアによる視覚障害のある児童・生徒受入のためのプログラムを実施し、依頼に応じて教員や他の博物館美術館職員等に対する研修を実施した。 ○京都国立博物館において、ハンズオン教材を設置した。また、講座・講演会において、手話通訳士の入館料免除、座席や照明の調整など柔軟に対応した。 ○奈良国立博物館において、なら仏像館の鑑賞ガイドを、音声のみならず文字表記でも楽しむことができる機器に変更した。 ○九州国立博物館において、館内手話ボランティアが活動を行った(館内案内・手話通訳付きミュージアムトーク・手話通訳付きバックヤードツアー等)。また、手話通訳付きバックヤードツアー(オンライン)において、要約字幕を表示した。 ○皇居三の丸尚蔵館において、聴覚障害者等対応のための、筆談可能である旨の表示をインフォメーションカウンターに設置した。 ○国立科学博物館筑波実験植物園において、植物及び植物に関連する手話について、手話通訳付きで解説を行った。 ○国立科学博物館上野本館において、展示物についての話や研究者自身の研究内容などについて、来館者に当館の研究者が直接語りかける解説活動であるディスカバリートークを、手話通訳者がトークの内容を手話で伝え、かつ同時にモニターにトークで話す内容を文字で表示して実施した。 ○国立美術館においては、手話付き鑑賞プログラムの実施、盲導犬、介助犬の同伴による観覧、インフォメーションカウンターに筆談ボードを設置等を行った。また、国立アトリサーチセンターでは社会的処方・文化的処方についての周知啓発を目的に、文化芸術と健康・福祉の接点や超高齢社会に関する情報を冊子・ウェブサイトで発信。「共生社会をつくるアートコミュニケーション共創拠点(ART共創拠点)」が実施する、超高齢社会における孤独・孤立に対応する文化的処方の提案を目的とした研究事業に参画。全国のミュージアム職員・関係者を主な対象に、アクセシビリティ・社会包摂の取組を始めるための、基礎的な知識を得ることができるスタートアップ研修事業「ミュージアム運営のためのアクセシビリティ研修」を開催した。 ○かかりつけ医と保険者を介したいいわゆる社会的処方について、保険者協議会に位置付けて継続的な取組支援を実施した。 ○国立公園等の利用者を始め、国民の誰もが自然とふれあう活動が行えるよう、インターネット等を通じて自然ふれあい施設や自然体験活動等の情報を提供した。
58	高齢者を含めた地域住民を支援するソーシャルワーカー等の専門職に対して、様々なニーズに応じて利用可能な制度・施策等についての周知を行う。	○社会福祉士等の職能団体等に対し、支援を必要とする高齢者等が地域で暮らす上で利用可能な制度・施策等の情報を提供している。
59	住民の身近な相談相手である民生委員について、居住要件の緩和に関する検討を行うとともに、既存の町会・自治会等の推薦に加えて自己推薦を導入するなど、市区町村における地域の実情に応じた多様な選定方法を推進することにより、幅広い世代からの担い手の確保を図る。	○民生委員の居住要件の緩和に関し、一定の要件を満たす場合には、現職の民生委員が他自治体へ転出した後も、任期残期間については転出前の担当区域において引き続き活動できるよう、選任要領を改正し、令和7年2月19日付で通知した。 また、従前より自己推薦を妨げる規定はなかったが、多様な人材の確保に努める観点から、候補者本人による推薦も民生委員推薦会の選任対象となることを明示するため、自己推薦に関する取扱いについても選任要領を改正し、同日付で通知した。
60	地域における高齢者の支え手のやりがいを確保する観点や介護職員の働く環境改善を推進する観点から、介護や認知症の人への支援の分野で活躍するNPO等や職員の働きやすい職場環境づくりに尽力した事業者等の功績を評価し、周知する取組を図る。	○年齢にとらわれず自由で生き生きとした生活を送る高齢者(エイジレス・ライフ実践者)や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和7年度は介護や認知症の人への支援の分野で活躍する高齢者及び高齢者の団体を含めた個人32名及び32団体を選考し、広く国民に紹介した。 ○令和7年8月に「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰」を実施し、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰した。 また、令和8年3月に表彰事業所の取組事例集を作成し都道府県に配布するとともに、厚生労働省HP等において周知をはかった。また、令和8年度も同様に表彰を実施することとしており、全国公募を実施した。
(9) 加齢による難聴等への対応		
61	難聴は生活や社会参加の範囲を狭め、フレイルや認知症等のリスクを高める要因となり得るなど、高齢期の生活に及ぼす影響が大きいため、難聴が高齢期の就労や社会参加の障壁とならないよう、地域や職場での正しい知識の普及により、社会全体で難聴への理解を深めていく。	○加齢性難聴に関する普及啓発をより一層図るため、難聴に関するホームページにおいて加齢性難聴の早期受診の重要性等について周知するとともに、広報誌「厚生労働」及び厚生労働省が運営するnoteに難聴の特集記事を投稿した。
62	加齢に伴う難聴等感覚器機能の低下の早期スクリーニングや定期的ケアの重要性について、普及啓発を図る。	○加齢性難聴に関する普及啓発をより一層図るため、難聴に関するホームページにおいて加齢性難聴の早期受診の重要性等について周知するとともに、広報誌「厚生労働」及び厚生労働省が運営するnoteに難聴の特集記事を投稿した。
63	国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)の医療機器開発推進研究事業等により、補聴器等の聴覚機能に関する技術の研究開発を推進するなど高齢者向け医療機器の実用化を目指す臨床研究等を支援する。	○AMEDの医療機器開発推進研究事業を通じて、補聴器の研究開発を含む高齢者向け医療機器の実用化を目指す臨床研究等を支援した。
64	補聴器については、その購入に際して消費者トラブルが報告されていることを踏まえ、質の高い補聴器販売者の養成等を図る取組を推進する。	○「補聴器販売者の技能向上研修等事業」において、補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修や補聴器の安全で効果的な使用に資することを目的に、補聴器に関する情報等についての普及啓発を行った。 令和7年度においては、研修は全国6か所＋WEBで実施、普及啓発セミナーは全国2か所で実施した。

65	感覚器機能の状態は様々であり、高齢者にも伝わりやすい情報発信の工夫が必要であることから、公共の場における難聴の人が聞こえやすい技術を活用した聴覚補助機器の使用やスマートフォン等も活用した視覚的な情報伝達等、複数のチャンネルにより高齢者の感覚を拡張・代替していくためのテクノロジーの活用を進め、身体機能・認知機能の状態に関わらず生活しやすい環境整備を図る。	○老人保健健康増進等事業において作成した「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた取組実施のための手引き」において、難聴の早期発見の取組例として、役所の窓口に聴覚補助機器を設置し、聞こえやすい状態を体験してもらい、自身の聞こえにくさへの気づきを促すことを示した。 ○NEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)を通じて、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減・生産性向上につながる福祉機器の開発支援を行った。
----	---	--

3 学習・社会参加		
(1) 加齢に関する理解の促進		
66	そのため、初等中等教育段階においては、地域等との連携を図りつつ、ボランティア活動や職場見学、職場(就業)体験等による高齢者との交流等を通じて、介護・福祉等の高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める。また、生涯の各段階における健康について理解を深められるよう、学習指導要領に基づく着実な指導を行う。あわせて、学校教育全体を通じて、生涯にわたって自ら学び、社会に参画するための基盤となる能力や態度を養う。	○「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」において、児童生徒が職場見学や職場(就業)体験等を実施するための各自治体におけるキャリアプランニングスーパーバイザーの配置を支援した。 ○学習指導要領に基づき高齢者に関する内容の学習が行われているところ、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の周知を図った。
67 (44の再掲)	国民一人一人が、認知症に関する正しい知識と理解を深められるよう、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めるとともに、生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが想定される業種の従業員等向けの養成講座の開催の機会の拡大や、学校教育等における認知症の人等を含む高齢者への理解の増進等を図る。	○社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、認知症サポーターや認知症に関する基本情報について周知した。 ○学習指導要領に基づき高齢者に関する内容の学習が行われているところ、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の周知を図った。 ○「医学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)」において、学修目標として認知症等の理解増進等を含めた学修目標が掲げられており、各大学では、これを踏まえた授業が実施されている。 ○地域や職域など全国で実施している認知症サポーターの養成を支援するとともに、生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが想定される業種の従業員等向けの養成講座の開催の機会の拡大を図った。(認知症サポーター数は令和8年3月末時点で約1,708万人)
(2) 高齢期の生活に資する学びの推進		
① デジタル等のテクノロジーに関する学びの推進		
68	高齢期においても自立して生活し、主体的に暮らし方を選択できるようにする観点から、デジタル等のテクノロジーを始め、社会生活に必要な分野を中心に、社会教育施設や大学等における多様な学習機会の提供を図る。	○全国の大学等におけるデジタル社会における基本的な素養を身につける数理・データサイエンス・AI教育の推進を引き続き図り、年齢に関わりなく受講できる講座の提供も含めた大学等の取組を促進するとともに、「リカレント教育エコシステム構築支援事業」では、社会人向けのリ・スキリングプログラムを開発・提供する大学等の取組を支援した。 ○地域の社会教育施設における多様な学習機会の提供に資するよう、デジタル等のテクノロジーに関する取組事例を含めた全国の優良事例の共有を図った。
69	特に、デジタルリテラシー向上やデジタル・デバイドの解消を図る観点から、民間企業や地方公共団体等と連携し、高齢期等のデジタル活用の不安の解消に向けて、携帯ショップや公共的な施設(公民館等)において、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行うデジタル活用支援の講習会を実施する。また、図書館や公民館、鉄道駅や薬局等身近な場所の活用を含め、デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートを行うデジタル推進委員による相談体制の充実を図る。	○デジタル推進委員については、「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」に向けて、デジタル機器やサービスに不慣れな方々へのきめ細かなサポート等を行っていただく、幅広い国民運動として取り組んでいる。 令和8年3月末時点において、携帯キャリアショップや薬局・薬剤師等をはじめとする関係団体、関係省庁と連携し、59,383人をデジタル推進委員として任命し、鉄道駅周辺や公民館等の身近な場所で活躍いただいている。 ○デジタル活用支援推進事業による「講習会」を、令和3年度から令和7年度まで実施し、延べ約264万人が受講し令和7年度末をもって終了した。
70	デジタル等のテクノロジーに関しては、高齢者も含めた地域住民に対して、それぞれの関心に応じて更に高度な学びが可能となるよう、高等教育機関等における学習の機会の活用を図る。	○全国の大学等におけるデジタル社会における基本的な素養を身につける数理・データサイエンス・AI教育の推進を引き続き図り、年齢に関わりなく受講できる講座の提供も含めた大学等の取組を促進した。
② 社会保障教育及び金融経済教育の推進		
71	年齢に関わりなく、全ての国民がその能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障がバランスよく提供される「全世代型社会保障」の構築に当たっては、国民一人一人が、社会保障における給付と負担は表裏一体のものであるとの認識の下、当事者意識を持つことが重要である。また、社会保障制度に関する知識を得てあらかじめ備えを行うことにより、高齢期における病気や資金不足といった様々なリスクを回避することができる。こうしたことから、早い段階からの社会保障教育やライフステージに応じた啓発の充実を図る。特に、学校教育段階においては、小・中・高等学校学習指導要領に基づく社会保障の意義や役割等に関する教育について、教育委員会等への周知とともに、教職員向けの研修会の実施や、教員にとって使いやすい資料の提供等を通じて、社会保障教育の十分な機会の確保を図る。	○学習指導要領に基づき社会保障に関する内容の学習が行われているところ、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の周知を図った。 ○中学校学習指導要領の社会科や技術・家庭科、高等学校学習指導要領の公民科や家庭科において、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化や介護に関する内容等が明記されていることを踏まえ、その趣旨の徹底を図るとともに、教材等について効果的な周知を図る等、若い世代が高齢社会を理解する力を養うために、教育現場において社会保障教育が正しく教えられる環境づくりに取り組んだ。

72	マイナンバー制度については、より公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報社会のインフラとして、国民の利便性向上や行政効率化に資するものであることから、一般国民向け広報と、民間事業者向け広報を総合的に展開し、理解促進を図る。	○TVCMや政府広報を積極的に活用した広報を通じて国民への呼びかけを積極的に展開してるほか、全国の都道府県庁へポスター・リーフレットを配布したり、説明会を実施するなどを行い、都道府県庁を通じて県民及び市民又は事業者などに向けて幅広く広報を行っている。
73	具体的には、金融経済教育推進機構（J-FLEC）と連携し、金融の仕組みや働き、投資リスクや金融トラブルへの対応方法等に関する正しい知識を提供するため、学校や企業、地域におけるライフステージに応じた学習の機会及び内容の充実を図る。	○J-FLECは、全国の学校や企業、公民館等を対象に、J-FLECが認定した講師を派遣し、またオンライン講座を提供した。講座では、家計の安定的な資産形成に資するよう、家計管理のほか、投資は当面使う予定のないお金であるべきこと、金融商品ごとにリスク・リターンが異なることや、金融トラブルへの対応方法等について紹介している。 ○学校関係者が集まる会議体において、J-FLECにおける取組等を周知した。 ○J-FLECと連携し、講師派遣や教材、指導案等について学校向けに周知を行った。
74	また、老後資産の確保の観点から、家計の金融リテラシーを高め、金融商品の適切な選択等を促すため、顧客の立場に立った認定アドバイザーの普及・支援、企業における雇用者向け教育の拡大促進を図る。	○J-FLECは、全国の企業を対象に、J-FLECが認定した講師を派遣し、またオンライン講座を提供した。講座では、家計の安定的な資産形成に資するよう、家計管理や金融トラブルのほか、資産形成における主要な金融商品の特徴等を説明した。
75	加えて、国民が安定的な資産形成を図る上で、社会保障制度の活用は重要であることから、社会保障教育と必要な連携を行いつつ、効果的な教材の作成、周知等を進める。	○J-FLECが行う講師派遣等において、社会保障制度の紹介と、こういった場面でどのような社会保険が活用できるかを説明している。
76	さらに、社会貢献活動に役立てることを目的として財産を公益的な活動を行う団体等に譲与する遺贈寄附等について、金融経済教育の中で普及啓発を図る。	○J-FLECが行う講師派遣等において、公益活動を行っている団体への寄附について説明している。
③ 消費者教育の推進		
77	「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（令和5年3月28日閣議決定）を踏まえ、消費者教育コーディネーターの配置・育成の支援やそれを通じた啓発活動等を推進することにより、地域、家庭等の様々な場を活用した効果的な消費者教育を行う。また、年齢、個人差、生活状況の違い、デジタルの活用状況等を考慮し、多様な高齢者の実態や社会のデジタル化を踏まえつつ、消費者及び福祉関係者等の見守り活動の担い手への消費者教育、啓発の取組を促進する。	○消費者教育コーディネーターの活動スキルの向上と課題の共有等を図り、各地域での消費者教育を推進するため、全国の消費者教育コーディネーターを対象に、令和8年2月に「消費者教育コーディネーター会議」を開催した。 ○社会のデジタル化も踏まえつつ、多様な消費者に対し、「消費者力」の育成・強化をするため、世代ごとに遭いやすい最新の消費者トラブル事例を扱ったVR動画を活用した体験型教材を令和6年4月に公開し、各地の消費者、担い手に教材を活用・普及していただけるよう、周知広報を行っている。
④ 身近な場やオンラインでの学習機会の充実		
78	地域における学びの場の充実を図る観点から、公民館等の社会教育施設におけるオンラインの活用も含めた多様な学習機会の提供を図るとともに、老人福祉センターや老人クラブを始めとした地域の身近な施設やコミュニティにおける自主的な取組を奨励する。	○年齢にとらわれず自由で生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和7年度は多様な学習機会の提供や地域の身近な施設やコミュニティにおける自主的な取組に取り組む高齢者及び高齢者の団体を含めた個人32 名及び32団体を選考し、広く国民に紹介した。 ○「第78回優良公民館表彰」において、デジタル等のテクノロジーに関する取組事例を含めた優良な取組を行っている公民館を表彰し、事例を共有した。
79	博物館・美術館等における文化活動の推進、スポーツの振興、国立公園等における自然と触れ合う機会の提供等により、ICTも活用しつつ、生涯にわたる多様な学習機会の提供を図る。さらに、学校において、余裕教室を活用した社会教育の実施等学校の教育機能や施設の開放を促進する。	○博物館・美術館が核となって、文化施設等の地域の多様な主体と連携しながら、地域における学びの場の充実や文化活動の促進を図る取組等を支援した。 ○国立科学博物館上野本館、筑波実験植物園及び附属自然教育園の常設展入館料及び入園料について、65歳以上の方は無料とした。 ○国立科学博物館上野本館、筑波実験植物園及び附属自然教育園において、展示案内等を行うボランティアの受入れを行った。 ○国立美術館においては、65歳以上の所蔵作品展観覧料を無料とし、65歳以上の上映会の観覧料は一般料金に比べて減じた。また、キュレータートークやアーティスト・トークをオンラインで公開し、来館が難しい方にも学習機会を提供した。 ○スポーツによる「まちづくり」の担い手となる地域スポーツコミッションの活動を支援することで、高齢者を含む地域住民向けの健康づくり等の事業の実施を支援した。 ○『ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイデア集』等により、学校施設の開放の事例を周知した。 ○国立博物館の平常展において70歳以上は無料としている。生涯学習ボランティア等の受入れを行っている。

(3) 地域における社会参加活動の促進		
	① 多世代による社会参加活動の促進	
80	こうした観点から、多様で複合化した社会課題に対応していくため、幅広い世代の参画の下、地方公共団体、大学等、企業・団体、NPO、地域住民等の多様な主体の連携により、地域社会の課題解決に取り組むためのプラットフォームの構築や活用の促進を図る。その一環として、幅広い世代から地域社会の担い手を確保するため、地域の仕事や社会活動、学習機会等の情報を一元的に把握でき、それぞれの働き方のニーズや状況に応じて個々の業務・作業等を分担して行うモザイク型のジョブマッチングを含め、多様な活躍の機会が提供される仕組みの構築を図る。こうした仕組みの構築に当たっては、施策分野の壁を越えて分野横断的な活動を行うための中間支援組織の育成・支援を図るとともに、住民の生活圏・経済圏の状況等を踏まえつつ、行政区域を超えた広域的な連携が効果的に行われるよう留意する。	○高齢化の進展等に伴い、地域を支える人材の高齢化や人手不足が進む中で、地域社会を持続可能なものにしていくために幅広い世代から担い手を確保していく必要があること、また、高齢期における社会活動等への意欲が高まっている中、地域住民の社会参加活動を促進する仕組みづくりが重要になっている観点から、幅広い世代の参画の下、多様な主体により地域社会の課題解決に取り組むための仕組み（プラットフォーム）の構築に向けた実証事業として、「多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業」を実施した。 令和7年度は、全国から5つの団体を採択し、地域の課題と担い手とのマッチングの仕組みの構築・運用を中心に取り組んだ。 ○「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月21日中央教育審議会答申)における、高等教育へのアクセス確保を目的とした取組についての提言を踏まえ、地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う地域構想推進プラットフォームの構築を支援することとしている。
81	また、高齢期の社会参加・役割創出に資する活動等の立ち上げへの支援を行い、高齢者の社会参加活動を促進するとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動等、地域社会における高齢者を含む地域住民が活躍できる機会の充実等を通じて、世代間交流を促進し、ボランティア活動を始めとする多世代による自主的な社会参加活動を支援する。	○「地域と学校の連携・協働構築事業」において、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体に対し財政支援を行い、高齢者を含む地域住民の参画を促進した。 ○高齢期の社会参加・役割創出に資する活動等への支援に対して「地域支援事業交付金」により財政支援を行うことで、ボランティア活動を始めとする自主的な社会参加活動を支援している。
82	高齢期の社会参加活動の促進に向けて、高齢者の利用に配慮した余暇関連施設の整備、既存施設の有効活用、利用情報の提供、字幕放送等の充実等により、高齢期においてもレクリエーション、観光、趣味、文化活動等で充実した時間を過ごせる環境を整備する。	○国立研究開発法人情報通信研究機構を通じて字幕番組、解説番組、手話番組等の制作に対する助成を実施した。（令和7年度の助成件数：字幕番組53,988本、解説番組4,137本、手話番組：2,237本） ○博物館・美術館が核となって、地域の多様な主体と連携しながら社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む事業を補助する中で、高齢者等に多様な博物館体験を提供する取組を支援した。 ○令和7年に長崎県で開催された国民文化祭において、高齢者を含む幅広い年齢層に文化活動の発表、交流の場を提供した。 ○国立博物館(国立文化財機構)において、多目的トイレ、スロープ、車椅子等、施設の整備、備品を備え、環境を整備している。 ○国立科学博物館上野本館、筑波実験植物園及び附属自然教育園において、多目的トイレ、スロープ等の施設の整備や、車椅子等の備品の用意を行い、安全で快適な施設管理と質の良いサービスの提供に努めた。 ○国立美術館においては、多目的トイレ、エレベーター・エスカレータ、スロープの設置や、車椅子の貸出、身体障害者用駐車スペースの提供等を行った。 ○高齢者等の旅行需要を喚起するため、旅行が困難な方の需要の掘り起こしのための調査や高齢者等に対応した旅行商品造成に資するマニュアルを作成した。 ○宿泊施設等におけるバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等の支援を行った。
83	高齢期の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備等を図る。	○年齢にとらわれず自由に生き生きとした生活を送る高齢者(エイジレス・ライフ実践者)や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和7年度は個人32名及び32団体を選考し、広く国民に紹介した。 ○高齢者の社会参加や世代間交流の促進、社会活動を推進するリーダーの育成・支援、関係者間のネットワーキングに資することを目的に、地域参加に関心を持つ者が情報交換や多様な課題についての議論を行う「高齢社会フォーラム」を毎年行っており、令和7年度は、10月に熊本県熊本市において開催した。 ○既存施設も有効活用し、住民がより長く生き生きと地域で暮らし続けることができるよう、高齢者が集まり交流する「通いの場」の推進や、普及啓発等を行っている。 ○各市町村に設置されている地域包括支援センターにおいて、高齢者本人やその家族等からの介護に関する相談支援を行っており、その体制の整備を推進した。

② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備		
84	多様な主体と連携しながら地域の課題解決や学びの支援に取り組む社会教育士等の社会教育人材について、担い手の育成や好事例の周知、継続的な学びの機会の確保等を図る。	○社会教育主事の資格を付与する講習を大学等に委嘱して実施したとともに、社会教育人材の活動事例の周知や、継続的な学びの機会として、社会教育人材の資質向上を図るための専門研修を実施した。
85	高齢者のボランティア活動やNPO活動等を通じた社会参加の機会につながるNPO等の活動環境を整備するため、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の適切な運用を推進するとともに、NPO法人等の非営利団体の活動基盤強化を図る観点から、相続人等による相続財産等の認定NPO法人への寄附を含め、認定NPO法人に対する寄附に伴う各種税制上の優遇措置について、引き続き情報発信等を通じて周知し、寄附の促進を図る。	○令和5年3月よりNPO情報管理・公開システムの中で特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく関係手続のオンライン化機能システムを運用しているところ、当該システムにてさらに大量の情報を処理できるよう、改修を実施している。 ○寄附の促進については、市民の寄附に関する意識やNPO法人の寄附受入状況等に関する調査を定期的 to 実施するとともに、寄附金に係る税制等についての情報提供のためのホームページの充実、啓発イベント等の後援を行っている。
86	あわせて、公益法人の活動等に関する情報発信や新しい公益信託制度に関する普及啓発を図ることにより、遺贈等による公益法人への寄附や公益信託の活用を促進する。	○公益法人に対する遺贈等の寄附の拡大に向け、公益法人の認知度・信頼性を向上するため、ホームページにおける事業報告等の公表、YouTube等での公益法人の活動紹介など、公益法人の活動情報等の公開情報の充実を図った。 ○公益信託について、令和8年度からの新制度施行に向け、ガイドラインや各種手引きの作成等の施行準備を行ったほか、制度の活用促進や、遺贈等の活用も含めた様々な活用事例の創出に向けて、制度の活用を検討する者向けのワークショップ等を実施した。

4 生活環境		
(1) 豊かで安定した住生活の確保		
① 居住支援の充実		
87	一人暮らしの高齢者が増加する中、高齢者がある特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づき、民間賃貸住宅等の空き室や空き家を活用した、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅や、居住支援法人等が入居中の見守り等のサポートを行う賃貸住宅の供給を促進するとともに、公営住宅への入居に際して保証人を求めないよう地方公共団体に要請することも含めて、公的賃貸住宅の活用を進める。	○高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅であるセーフティネット登録住宅の登録を推進するとともに、令和7年10月に施行された、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第43号。以下「改正住宅セーフティネット法」という。)に基づき、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅(居住サポート住宅)の供給等を推進した。 ○保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じないよう、改めて事業主体に対し保証人の要否について検討するよう要請し、会議等の場で事業主体に周知した。
88	加えて、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会について、市区町村による設置を促進する。	○改正住宅セーフティネット法及び同法基本方針に基づき、市区町村による居住支援協議会の設置の努力義務化とするとともに、住宅確保要配慮者の入居支援や見守り等行う居住支援法人や居住支援協議会の居住支援活動等への支援を行い、関係省庁と連携し、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の整備をより一層推進した。
89	あわせて、居住支援協議会や居住支援法人に対する支援を行うとともに、行政と民間事業者の間で、住宅だけでなく福祉、相続等の相談内容に応じて支援をコーディネートする体制を構築し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅、福祉等の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備等を図る。	○居住支援法人との相互理解を深め、連携を強化することを目的として、各矯正管区が中心となって、居住支援法人等の職員を矯正施設に招へいし、施設見学会や意見交換会を実施している。 ○矯正施設職員が居住支援協議会に積極的に出席し、関係機関との更なる連携を進めている。 ○地域支援事業の「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において、必要な支援のコーディネートや、住宅関係者と福祉関係者が連携した住まい支援体制の構築等を行っており、令和5、6年度において、459自治体で実施した。 ○また、高齢者の居住支援体制を構築するため、「高齢者住まい・生活支援伴走支援及び広報啓発事業」において、居住支援に関する研修等の実施によって自治体に働きかけを行うとともに、特に気運が高まった自治体に対して有識者を派遣し、支援の実施に向けた検討段階における助言等を行っている。令和3～7年度事業において、28自治体で実施した。 ○生活困窮者自立支援制度の「地域居住支援事業」において、入居に当たっての支援や見守り支援、地域とのつながり促進支援等を実施した。 ○「被保護者地域居住支援事業」において、居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、入居に当たっての支援や、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言等、現在の住居等において日常生活を営むために必要な支援を実施した。 ○改正住宅セーフティネット法及び同法基本方針に基づき、市区町村による居住支援協議会の設置の努力義務化とするとともに、住宅確保要配慮者の入居支援や見守り等行う居住支援法人や居住支援協議会の居住支援活動等への支援を行い、関係省庁と連携し、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の整備をより一層推進した。
90	その際、住宅の確保と併せて、地域において居住支援を効果的に実施することができるよう、地域における居場所づくりまで含めた取組の推進を検討する。	○地域支援事業の「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において、地域のネットワーク、地域資源や民間活力も活かしながら、入居後の見守り等生活支援や地域での見守り体制づくり等を実施した。 ○生活困窮者自立支援制度の「地域居住支援事業」において、入居にあたっての支援や見守り支援、地域とのつながり促進支援等を実施した。 ○「被保護者地域居住支援事業」において、居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、入居に当たっての支援や、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言等、現在の住居等において日常生活を営むために必要な支援を実施した。 ○改正住宅セーフティネット法及び同法基本方針に基づき、市区町村による居住支援協議会の設置の努力義務化とするとともに、住宅確保要配慮者の入居支援や見守り等行う居住支援法人や居住支援協議会の居住支援活動等への支援を行い、関係省庁と連携し、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の整備をより一層推進した。
91	関係省庁や福祉・住宅分野等の関係者の間で、高齢者等の住宅に配慮を要する人々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて情報共有や協議を行うなど、より一層の緊密な連携を図る。	○居住支援法人との相互理解を深め、連携を強化することを目的として、各矯正管区が中心となって、居住支援法人等の職員を矯正施設に招へいし、施設見学会や意見交換会を実施している。 ○矯正施設職員が居住支援協議会に積極的に出席し、関係機関との更なる連携を進めている。 ○厚生労働省、国土交通省、法務省及びこども家庭庁の関係部局並びに関係団体による「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を令和2年に設置し、高齢者を含む住宅確保要配慮者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けた情報共有や協議を毎年実施している。 ○改正住宅セーフティネット法及び同法基本方針に基づき、市区町村による居住支援協議会の設置の努力義務化とするとともに、住宅確保要配慮者の入居支援や見守り等行う居住支援法人や居住支援協議会の居住支援活動等への支援を行い、関係省庁と連携し、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の整備をより一層推進した。

② 空き家対策の推進		
92	管理が十分に行われていない空き家は周囲に悪影響を及ぼすおそれがあることから、住宅が管理の行き届かない空き家になる前に売却や賃貸等、流動性を高めることにより、その有効活用を図る。そのため、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく空家等活用促進区域制度等の活用を促し、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の規制の合理化等を図ることや、建築基準法に基づく特例認定制度により接道義務等に係る既存不適格建築物の大規模修繕等を円滑化すること等により、空き家の多様な活用を後押しする。	○令和5年度改正空家法に基づく、空家等管理活用支援法人や空家等活用促進区域の活用事例について、全国の市区町村向けに周知するとともに、空き家対策総合支援事業等により、市区町村の実施する空き家の改修費への補助等に対し支援を実施した。 令和8年度より同事業を拡充し、空家等管理活用支援法人制度や空家等活用促進区域制度に係る支援を強化した。
93	高齢者が安心して暮らせる住まいや地域における居場所づくり、福祉的用途等への空き家の活用を促進するため、相談体制づくりや空き家を活用した創意工夫への支援を行うとともに、それによる取組の優良事例の共有等を行う。	○空き家対策総合支援事業等により、市区町村の実施する空き家を活用した高齢者が安心して暮らせる住まいや地域における居場所づくり等に対し支援を実施したほか、空き家の活用の取組事例を周知した。
③ 安全・安心で快適な住生活と循環型住宅市場の実現		
94	高齢者が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、サービス付きの高齢者向け住宅の供給等により、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進する。また、民間事業者等との協働により、公的賃貸住宅団地等の改修・建替えに併せた福祉施設等の設置を促進する。	○サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進するため、整備費に対する補助、税制の特例措置、独立行政法人住宅金融支援機構の融資による支援を行っている。 ○福祉施設等の併設等を図る公的賃貸住宅団地等の改修・建替えを促進するため、事業費に対する補助を行っている。
95	長期にわたり良好な状態で使用される住宅の普及を促進するため、一定以上の耐久性、耐震性、バリアフリー性能、省エネルギー性能や維持管理のしやすさ等の要件を備えた住宅の認定制度等を通じた良質な住宅ストックの形成を図る。	○「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図った。
96	若年期からの持家の計画的な取得等への取組を引き続き推進する。	○持ち家取得促進のため、関係機関等との連携を図ることとしており、令和7年度においては、大学での講義で若年層を対象に財形制度の周知を実施した。
97	公的保証による民間金融機関のバックアップ等によりリバースモーゲージの普及を図り、高齢者の住み替え等の住生活関連資金を確保する。	○高齢者が安心して居住できる環境を整備するため、住宅金融支援機構における住宅融資保険の枠組みを活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの普及啓発を図るとともに、令和7年1月には、証券化支援事業の枠組みを活用した全期間固定金利型リバースモーゲージ型住宅ローンを創設し、高齢者が自身の状況に応じて変動・固定のいずれかの金利も選択できる環境を整備した。 また、令和7年2月には、高齢者の住まいの耐震改修の促進を目的として、リバースモーゲージ型住宅ローンを活用した耐震改修融資を無利子化又は低利子化する利子補給制度「リ・バース60耐震改修利子補給制度」を創設した。
98	良質な既存住宅の資産価値が適正に評価され、その流通が円滑に行われるとともに、国民の居住ニーズと住宅ストックのミスマッチが解消される循環型の住宅市場の実現を目指し、建物状況調査(インスペクション)、住宅履歴情報の普及促進等を行うことで、既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進める。	○住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの開発・普及等を行う取組を支援するとともに、その内容について、令和8年1月21日(水)にシンポジウムにより周知し、取組の促進を図った。

(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進		
① 地域における移動手段の確保		
99	地域公共交通については、関係府省庁が連携しつつ地域交通の活性化と社会的課題解決を一体的に推進するべく、高齢者を始めとした地域住民の移動手段の確保に向け、医療・介護の分野を始めとする地域の関係者の連携・協働（共創）の取組を促進することにより、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通への「リ・デザイン」（再構築）を加速化する。当該取組の促進に当たり、関係府省庁連名で策定する個別指針・通知の発出や、先進的な取組事例を整理したカタログの横展開等により、各地方公共団体を始めとするあらゆる関係者の意識を改革するための環境醸成を図っていく。	○買い物・通院といった日常生活に必要なサービスへのアクセスなど、高齢者をはじめとする地域住民の移動手段を確保するため、国土交通省「交通空白」解消本部において、令和7年5月に定められた「交通空白」解消に向けた取組方針2025」に基づき、地方運輸局・運輸支局による自治体や交通事業者に対する伴走支援や、パイロット・プロジェクトの推進、民間企業の技術やノウハウを生かした連携の推進といった国による総合的な後押しにより、「地域の足」の確保を強力に進めた。
100	特に、自動運転は、地域住民の移動手段としてのみならず、交通事故対策、物流業界等におけるドライバー不足への対応の観点からも効果が期待されることから、その社会実装に向け、「モビリティ・ロードマップ2024」に即した取組を進める。	○自動運転を含めた新たなモビリティサービスの社会実装を推進するため「モビリティ・ロードマップ2025」として取りまとめた施策の進捗を確認するとともに、先行的事業化地域の選定や、需要の創出とモビリティサービスの効率化を一体的に行う取組を進めた。
101	高齢者等の地域の移動手段の確保を図る観点から、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、市区町村、NPO等が地域住民等の運送を行う自家用有償旅客運送について、制度の運用状況に応じて、運送主体の登録手続等の事務負担の軽減を検討し、制度の活用を促進する。	○自家用有償旅客運送について、地域住民の移動手段の確保のため、令和7年度から登録申請等のオンライン化により運送主体の事務負担を軽減することにより、制度の活用を促進している。
② 多世代に配慮したまちづくりの総合的推進		
102	活気あふれるぬくもりのある地域をつくるため、女性、若者、高齢者、障害者等、誰もが居場所と役割を持って活躍できるコミュニティづくりとして、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」といった観点で分野横断的かつ一体的な地域の取組を支援する全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」について、地方公共団体がデジタル技術を活用して行う取組を支援しながら、継続性のある取組を推進する。	○誰もが居場所と役割を持つコミュニティである全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版CCRC）の展開に向けて、関係府省庁による検討チームを設置し、今後の推進に向けた課題等に関する議論を行った。
103	居住者の高齢化や地域コミュニティの活力低下等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、就業・交流の場等の多様な機能を導入することにより、就業機会の創出やコミュニティ・つながりの維持・向上を図るなど、職住育近接で多世代共同のまちへの転換を促す。加えて、住宅団地内において、高齢者等全ての人々が安全・安心に住み続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築と併せて、医療・福祉施設や生活利便施設、地域交通機能の充実を図る。	○地域住宅団地再生事業（用途規制の緩和手続やコミュニティバスの導入等に必要な許認可手続のワンストップ化等や廃校の活用促進に関する高さ制限の緩和等の実質的な特例措置）をはじめ、多様な建物用途の導入、地域公共交通の利便性向上等を通じた住宅団地の再生を図るなど、多世代型のまちの形成や地域包括ケアシステムの構築等を促進した。
104	また、ハード・ソフト両面にわたる面的・一体的なバリアフリー化を推進するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導・整備による都市のコンパクト化と、まちづくりの将来像の実現に必要な都市の骨格となる基幹的な公共交通軸の形成を図る。	○令和7年度は242自治体（令和7年度当初予算）に立地適正化計画の作成（見直し）に係る対象経費の支援や、見直しなどを促すための「まちづくりの健康診断」を実施し、立地適正化計画を策定した都市数が「650都市（令和7年12月末時点）」、立地適正化計画作成済み都市に居住する人口の割合が「63.7%（令和7年4月1日時点）」となり、コンパクトなまちづくりを推進した。
105	その他、誰もが身近に自然に触れ合える快適な都市環境の形成を図るため、都市公園等の計画的な整備を行う。	○都市公園に関する先進事例を公表し、横展開を図ることに加え、地方公共団体が実施する都市公園等の計画的な整備を社会資本整備総合交付金等によって支援している。

③ 農山漁村のコミュニティの維持		
106	農山漁村の地域コミュニティの維持を図るため、多様な農林漁業者の育成・確保を推進することはもとより、生産性の向上に資するスマート農業技術の活用や農業支援サービス事業体の育成・活動の促進等を通じて、高齢者が農林水産業等の生産活動、地域社会活動等で能力を十分に発揮できる条件を整備する。また、集落の機能を補完して農用地保全や生活支援等を行う農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）の形成を推進する等、高齢者が安心して快適に暮らせるよう、地域特性を踏まえた生活環境の整備を推進する。さらに、活力ある開かれた地域社会を形成する観点から、都市と農山漁村の交流等を推進する。	○中山間地域等において、基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、医療・福祉を含む様々な産業分野と連携しながら、地域資源やデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決・地域活性化に取り組む地域を「デジ活」中山間地域として登録・公表し（121地区）、関係府省が連携して支援した。 ○「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム（企業や自治体等は約650団体が参画）を活用した情報発信・シンポジウムを開催した。官民共創による案件形成に向けては、10地域において、地域金融機関が中間支援組織として課題共有・解決策提案等の支援を実施したほか、地域課題に資するソリューションを有する企業と自治体のマッチング支援を実施し、令和7年度は、自治体等と企業間の43件のマッチング（成立見込みを含む）が実現した。 また、企業等が農山漁村に参画するインセンティブとして、農山漁村の課題解決に貢献する活動を行った企業等の取組を証明する「取組証明書」を発行する取組を開始し、50の企業等が取得した。 ○農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援した。 ○スマート農業技術の開発・供給を推進するため、48課題を実施した。 ○農村型地域運営組織形成推進事業により農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）が形成された地区数は123地区となっており、前年度より37地区増加した。引き続き、高齢者が安心して快適に暮らせるよう、地域特性を踏まえた生活環境の整備を推進する。 ○山村活性化支援交付金を52地区に交付し、山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援した。 ○中山間地域等直接支払制度によって、中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援した。 ○広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資する農村集落道整備、市町村老人福祉計画等に基づく社会福祉施設のための用地整備、農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設における高齢者・障害者の利用のために必要な改修等を支援した。 ○鳥獣被害対策について、人口減少・高齢化が進む中で活動の効率化を図り継続できるよう、ICT機器及びデジタルデータを活用したスマート鳥獣害対策を支援し、実施市町村数は551市町村に増加した。 ○近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減し、地域の安全・安心を確保するため、効果的かつ効率的な治山対策を推進した。具体的には、①山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等のハード対策②地域の警戒避難体制と連携した、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策を一体的に実施した。 ○年齢、性別や国籍等に寄らず多彩な人材が生き生きと活躍できるよう、漁村において、住みやすく快適な生活環境の確保を図るため、漁業集落排水施設、漁業集落道、情報通信基盤などの整備を推進した。 ○水産物の消費増進や交流促進など地域の水産業を活性化する海業の取組を推進した。海業の推進に取り組む地区の公表（令和8年3月、24地区（計110地区））、大阪・関西万博への出展（令和7年6月）、「海業推進全国サミット」（令和7年11月）や海業推進全国協議会（令和8年1月）の開催等により、海業の全国展開に向けた情報発信等を実施した。 ○多面的機能支払交付金によって、地域共同で行う、農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の多面的機能を支える活動や水路・農道等の軽微な補修等地域資源の質的向上を図る活動を支援した。 ○高齢者の生きがいやリハビリテーションにつながる農福連携の推進をはじめ、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援した。
107	また、買物困難者等への食料提供を円滑にするため、「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」（令和6年3月27日食品アクセス問題に関する関係省庁連絡会議決定）に沿った移動販売車の導入、生活交通の確保・維持、デジタル技術を駆使した配送等の取組を推進する。	○食品アクセスの確保に向けて、農林水産省及び関係省庁が合同で、自治体や事業者などを対象に食品アクセスに関する支援策や優良事例を紹介する全国キャラバンを9月と1月に開催した。 ○令和7年度では、ドローン技術を用いた食品等生活物資の配送や公民館を拠点としたラストワンマイル配送の効率化の取組を支援した。

(3) 金融経済活動における支援		
108	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定める例外に該当する場合において、本人の同意を要することなく個人データを共有しうる、消費者安全法(平成21年法律第50号)に基づく消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)や社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議の枠組みに、必要に応じて金融機関の参加を促進し、認知機能が低下した人を必要な支援につなぐ取組を推進する。	○金融庁や金融業界の団体等が構成員として参加する「全国消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、各団体における取組や消費者トラブルの現状等の情報提供・消費者安全確保地域協議会への積極的な参画等を促進する申合せの締結等を行うことで、消費者安全確保地域協議会の設置及び金融機関を含む関係機関等と連携した活動を推進した。 ○支援会議の構成員として金融機関も想定されること、支援会議から、例えば認知症が疑われる者の状況等を把握している金融機関に対して必要に応じて情報提供を求めることなど、地域の実情に応じて、金融機関との連携を図っていただくよう、自治体宛て周知している。
109	あわせて、重層的支援体制整備事業の支援会議の開催に当たって、同会議から金融機関等の認知症が疑われる者の状況を把握していることが想定される機関に対して必要に応じて情報提供を求めるよう、市区町村に促す。	○支援会議の構成員として金融機関も想定されること、支援会議から、例えば認知症が疑われる者の状況等を把握している金融機関に対して必要に応じて情報提供を求めることなど、地域の実情に応じて、金融機関との連携を図っていただくよう、自治体宛て周知している。
110	認知機能の低下等が見られる人の個人情報の第三者提供に係る本人の同意や、福祉機関との連携、金融機関内の情報共有等について柔軟な対応ができるよう、金融分野ガイドライン等の運用の見直し必要性について検討を行う。	○福祉機関等との連携に取り組んでいる金融機関に対して、情報連携の枠組みや具体的な対応事例等についてヒアリングを実施した。ヒアリング結果を踏まえ、金融分野ガイドラインの見直しを検討している。
111	経済取引の判断能力の識別や、認知機能の状態に応じて本人の判断をサポートするAI技術等の開発・実証を推進する。	○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の課題「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」の中で、会話分析から高齢者の金融取引能力を確認できるAIツールの開発に取り組むとともに、ツールの社会実装に向けて、金融機関における実証実験の実施方法等の検討を行った。同研究開発について、令和8年度の実施に向けて、関係省庁が連名で研究開発制度「BRIDGE」に申請し、採択された。
112	高齢期における認知機能の低下に備え、消費者教育と連携し、金融や経済についての知識に加え、家計管理や長期的な生活設計を行う習慣・能力、消費生活の基礎や、金融トラブルから身を守るための知識の習得、また、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることの必要性についての理解を促進する。	○J-FLECが行う講師派遣等において、認知機能の低下への備えとして、家計管理や生活設計、金融トラブルへの対応、外部の知見を求めることの重要性を説明している。 ○消費者教育推進会議において金融経済教育との連携に関する議論を行うとともに、地域、職域での出前講座等で活用できる消費者教育教材や啓発資料等について「消費者教育ポータルサイト」等で情報発信を行っている。 ○消費者トラブルやマネープランを扱った、壮年・退職期の従業員向けの消費者教育研修プログラムを令和6年4月に公表し、事業者等において実施される研修等への講師の派遣や、地域における取組の推進に向けた実証事業を実施し、周知広報を行っている。
113	さらに、認知判断能力や身体機能が低下した高齢者に対して、きめ細かな投資家保護や、金融取引に関する代理制度の活用促進を図るなど、金融事業者における顧客本位の業務運営に向けた取組を推進する。	○高齢顧客への対応を含め、金融事業者等における顧客本位の業務運営を推進するため、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)(令和6年11月施行)により、顧客等の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を法定化する等の措置を講じたほか、金融事業者等の対応状況についてモニタリング等を行った。 ○令和7年に日本証券業協会が導入した「家族サポート証券口座」を含む、高齢者の金融取引に関する代理制度の活用促進など、顧客に寄り添った金融サービスの提供を金融機関等に促した。
(4) 消費者被害の防止		
114	消費者安全法に基づき、消費生活上特に配慮を要する高齢者等への見守り活動を行うため、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置及び福祉機関を含む関係機関等と連携した活動を促進するとともに、身近な消費生活相談窓口につながる「消費者ホットライン188」の周知や消費生活相談員への研修の実施、消費生活相談のDX等を通じて消費生活相談の充実を図る。	○高齢者団体のほか障害者団体、行政機関等を構成員とする「全国消費者見守りネットワーク連絡協議会」の開催等を通じ、消費者安全確保地域協議会の設置及び福祉機関を含む関係機関等と連携した活動を促進した。 ○インターネット上におけるバナー広告配信や地方公共団体への啓発チラシの配布等を通じて「消費者ホットライン188」の認知度向上を図るとともに、国民生活センターにおける消費生活相談員への研修や、令和8年度に予定しているPIO-NETの刷新に向けた地方公共団体との意見交換・情報提供等を行った。

(5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策		
115	交通安全基本計画等に基づき、高齢者に配慮した交通安全施設等の整備、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、認知機能検査及び高齢者講習の実施、安全運転相談の充実、高齢者交通安全教育指導員（シルバーリーダー）の養成、各種の普及啓発活動の推進等により、高齢者への交通安全意識の普及徹底、高齢者の交通事故の防止を図る。	○地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）向けの講習会等を行う「高齢運転者交通安全推進事業」を実施し、交通事故防止に関する普及啓発を推進した。 ○高齢歩行者等の安全な通行を確保するため、バリアフリー対応型信号機や、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備等を推進した。 ○運転免許を保有していない高齢者を含め、あらゆる高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、関係機関・団体等と連携し、シミュレーター等の教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施した。 ○運転免許証等の更新時における認知機能検査、高齢者講習等を効果的に運用するとともに、安全運転相談の充実を図った。
116	特に、高齢運転者等に対して、安全運転の継続に必要な助言・指導や、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者等に対する各種支援施策の教示を行い、高齢運転者本人のみならず、その家族等からの相談に対応するなど、個々人の状況に応じたきめ細かな対応を行う。あわせて、自主返納後等に運転経歴証明書の交付を受けた者が受けることができる支援等について関係機関・団体等に働き掛けを行うなど、運転免許証の自主返納等をしやすい環境の整備に向けた取組を進める。	○高齢運転者等に対しては、安全運転相談において、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導を行ったほか、安全運転相談を受ける機会の拡大や相談窓口における専門性の高い職員の確保を図るなど、個々人の状況に応じたきめ細やかな対応を行った。 ○ホームページやポスター等の各種媒体を活用し、自主返納制度及び運転経歴証明書制度の周知や各種支援施策の教示を行うなどし、運転免許証の自主返納等をしやすい環境の整備を推進した。
117	道路交通法に基づく運転技能検査制度等の効果的な運用、高齢者の移動手段の確保等社会全体で生活を支える体制の整備、安全運転サポート車の普及啓発を推進するとともに、高速道路における逆走対策を一層推進する。	○自動車メーカーや自動車教習所等の関係機関・団体と連携し、各種イベント等における試乗会や安全運転サポート車を用いた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、安全運転サポート車の普及啓発を推進した。 ○逆走事案の危険性を呼び掛けるとともに、逆走防止に関する啓発活動を推進した。 ○運転技能検査等を効果的に運用して高齢運転者による交通事故の防止を図った。 ○高齢者講習において、教本や視聴覚教材を用いて高速道路における逆走に関する注意喚起を実施した。 ○高速道路での逆走事故対策については、標識や路面標示等の基本的対策実施後も重大事故が発生しているインターチェンジ等を「重点対策箇所」として選定し、逆走車に対して強く衝撃を与えるような段差や突起物を路面上に設ける物理的対策等を実施する計画を策定した。 また、道路管理設備（CCTV等）の充実やDX関連技術の進展等の変化を踏まえ、道路管理設備を活用した逆走検知や車両側で逆走検知、通知できる新規技術を公募し、企業が実証実験を開始した。 ○高速道路における逆走対策にも資する道路標識注意喚起装置（道路標識を読み取ることで逆走を検知し運転車に注意喚起する装置）の普及促進に向けて、自動車メーカーの開発促進を図るとともに、当該装置を搭載した事業用自動車の購入補助による導入支援等を行った。
118	また、認知機能検査の結果を踏まえ、安全運転相談においてサポートカー限定免許を推奨するなど、認知機能検査の状況や自動車の安全技術の開発状況等も勘案しつつ、認知機能の変化に応じた交通安全対策を推進する。	○認知機能検査の結果に応じ、運転免許証等の自主返納制度の紹介や安全運転相談窓口の利用促進を行うほか、安全運転相談の機会を捉えサポートカー限定免許制度を教示するなどし、認知機能の変化に応じた交通安全対策を推進した。
119	生活道路において各種データや地域のニーズ等に基づき通過交通の排除や車両速度の抑制等の対策により高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る生活道路対策を、国、地方公共団体、地域住民等の連携により推進する。	○警察と道路管理者が緊密に連携し、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さく等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通の安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、車両の速度抑制対策や通過交通の進入抑制対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良を推進するなど、高齢者を含む全ての人が安心して通行できる道路空間の確保を図った。

120	交通事故死者数全体に占める65歳以上の割合が高い水準で推移しており、特に65歳以上の歩行者の死亡事故の割合は年齢層が高くなるほど道路横断中の割合が高くなっているとともに、75歳以上の運転者による死亡事故件数は増加傾向にあること等を踏まえ、加齢に伴う認知機能・身体機能の変化等、高齢者の特性に応じた交通安全対策を推進する観点から、高齢歩行者や高齢運転者の事故防止対策に関する数値目標等の設定の在り方について検討する。	○地域における高齢者の交通安全の普及を促進するため、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）向けの講習会等を行う「高齢運転者交通安全推進事業」を毎年度実施しているところ、当該事業の実施回数及び参加者数を高齢運転者の事故防止対策に係る参考指標とした。
121	自転車道や自転車専用通行帯等、歩行者、自転車及び自動車適切に分離された自転車通行空間の整備等、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進する。	○「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえ、道路管理者と連携した普通自転車専用通行帯の整備や法定外表示の設置等を行うことにより、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進した。 ○自動車及び自転車、歩行者が安全で快適に通行できる空間整備について、道路空間の再配分等により、自転車の通行空間の整備、自転車の走行に支障のない側溝交換など整備を推進した。
122	踏切道の歩行者対策では、2021年（令和3年）の踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）の改正時、踏切道におけるバリアフリー化の促進が急務のため、特定道路の踏切道であって移動等円滑化の必要性が特に高い踏切道に対応する改良基準を拡充しており、移動円滑化対策を含む「踏切道安全通行カルテ」や地方踏切道改良協議会を通じたプロセスの見える化等、高齢者等の通行の安全対策を推進する。	○踏切道での高齢者等の通行の安全対策を推進するため、踏切道改良促進法に基づき新たに102箇所を改良すべき踏切道として、12月23日に大臣指定した。大臣指定した踏切道については、道路管理者と鉄道事業者が協力して、踏切道安全通行カルテ等を作成し、プロセスの見える化を図っている。

(6) 情報アクセシビリティの確保		
123	行政窓口における各種申請等において、高齢期の特性に配慮した対応を図るとともに、民間企業や地方公共団体等と連携し、高齢期等のデジタル活用の不安の解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行うデジタル活用支援の講習会を、携帯ショッパや公共的な施設(公民館等)において実施するとともに、高齢期のデジタル・デバイドの解消に向けた取組の強化を図る。	○デジタル活用支援推進事業による「講習会」を、令和3年度から令和7年度まで実施し、延べ約264万人が受講し令和7年度末をもって終了した。
124	ウェブコンテンツ(行政サービス、オンラインシステム、ホームページ、動画や資料等を含む。)や放送において誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境(アクセシビリティ)の確保を徹底し、全ての人々にとってアクセス可能となる情報コミュニケーション基盤を確立する。	○令和7年10月までに「ユーザビリティガイドライン」、「ウェブアクセシビリティ広報向けガイドブック」等を策定し、既に公開済みであった「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」と併せて、デジタル社会推進標準ガイドライン群として公開した。 また、行政機関のウェブサイトが様々な人にとって使いやすい状態で提供されることを促すため、アクセシビリティ等に配慮したデザインを実践するための仕組みである「デジタル庁デザインシステム」ベータ版を、データ等の再利用性を高めるため、令和6年5月にウェブサイト化して公開し、随時更新している。 ○公的機関におけるウェブアクセシビリティ確保の取組状況に関するアンケート調査、公的機関ホームページのJIS対応状況調査及びウェブアクセシビリティ向上のための周知・広報を行った。 ○「みんなの公共サイト運用ガイドライン」については国際規格の動向等を追記した一部改訂を実施し、令和6年度に公表した。今後も国際規格の動向等を注視しつつ、次期JIS改正のタイミングで改定を予定している。 ○情報アクセシビリティに優れたICT機器・サービスを募集し公表する「情報アクセシビリティ好事例」取組を実施した。(令和7年度の実績:17製品を選定・公表) ○国立研究開発法人情報通信研究機構を通じて字幕番組、解説番組、手話番組等の制作に対する助成を実施した。(令和7年度の助成件数:字幕番組53,988本、解説番組4,137本、手話番組2,237本)
125	高齢者や障害のある人々にも使いやすい製品・サービス等の設計について、アクセシビリティを考慮した標準化を進めるため、関連するJIS(日本産業規格)開発や国際標準化活動を推進する。	○高齢者や障害のある人々にも使いやすい製品やサービスの必要性がその提供者及び利用者等に広く認識されている中で、アクセシビリティを考慮した標準化を促進するため、令和7年度は高齢者や障害のある人々が利用しやすい製品やサービスの共通的な配慮事項に関する国際標準化活動を実施した。
126	高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、2023年(令和5年)10月17日に改定した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」(平成30年2月7日総務省)に基づき、放送事業者の自主的な取組を促すとともに、字幕番組等の制作費や設備整備費等に対する取組を支援する。	○国立研究開発法人情報通信研究機構を通じて字幕番組、解説番組、手話番組等の制作に対する助成を実施した。(令和7年度の助成件数:字幕番組53,988本、解説番組4,137本、手話番組2,237本)
127	高齢者等の社会参加を支援するため、電話リレーサービスの新たなサービスとして2024年度(令和6年度)中に開始される予定の文字表示電話サービス(聞こえに困難を抱える利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にするサービス)の普及を推進する。	○令和7年1月から相手の声を文字にする電話リレーサービスの新たなサービス「ヨメテル」の提供が開始され、令和8年2月に実施した電話リレーサービスに関する講習会において「ヨメテル」の周知・広報を行った。

(7) 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化		
128	高齢者や障害者等も含め、誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、ICTを活用した歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化を推進する。	○高齢者や障害者等が自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、令和7年7月に「歩行空間の移動支援に係るデータのオープンデータ化・利活用促進ワーキンググループ」を設置し、データ整備プラットフォームの試行開始のためのAIを活用した実証や運用にかかる検討を行った。 ○施策普及のための広報の取組の一環として、令和8年1月に第3回「歩行空間DX研究会シンポジウム」を開催した。
129	駅等の旅客施設における段差解消等高齢者を含む全ての人の利用に配慮した施設・車両の整備の促進等により公共交通機関のバリアフリー化を図る。	○駅等の旅客施設における段差解消等高齢者を含む全ての人の利用に配慮した施設・車両の整備の促進等により公共交通機関のバリアフリー化を図っている。
130	駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、幅の広い歩道等の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善等により歩行空間のユニバーサルデザイン化を推進する。また、安全で快適な通行空間の確保等の観点から、無電柱化を推進する。	○多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道等の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善等を推進した。 ○安全で快適な通行空間の確保の観点から次期無電柱化推進計画の策定に向け、有識者委員会を5回開催した。
131	高齢者が安全・安心に外出できる交通社会の形成を図る観点から、限られた道路空間を有効活用する再構築の推進等により安全で安心な歩行空間が確保された人中心の道路交通環境整備の強化を図るとともに、高齢者が道路を安全に横断でき、また、安心して自動車を運転し外出できるよう、バリアフリー対応型信号機や、自動車の前照灯の光を反射しやすい素材を用いるなどして見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を進める。	○高齢歩行者等の安全な通行を確保するため、バリアフリー対応型信号機や、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備等を推進した。 ○高齢者の横断歩行中の交通事故を減らすため、センサー付きスポットライトや二段階横断施設の設置等の交通安全対策を推進するなど、高齢者が安心して健康に暮らせる道路交通環境の整備を推進した。
132	病院、劇場等の公共性の高い建築物のバリアフリー化の推進を図るとともに、窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者を始め全ての人が、安全・安心、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進する。	○窓口業務を行う官署が入居する官庁施設を新たに整備する際に、建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保等により、全ての人が安全・安心、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を行った。 ○病院、劇場等の特別特定建築物を含む建築物のバリアフリー設計のガイドラインである「建築設計標準」について、トイレ、駐車場、客席のバリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等に加え、建築物のバリアフリー化を一層促進するため、構成・内容の抜本的な見直しを実施し、令和7年5月に公表した。
133	誰もが安全・安心に都市公園を利用できるよう、バリアフリー化を推進する。	○第4次バリアフリー整備目標(目標期間:令和8年度から令和12年度までの5年間)において、規模の大きい概ね2ha以上の都市公園について、園路及び広場の約70%をバリアフリー化、駐車場の約60%をバリアフリー化、便所の約70%をバリアフリー化することとしており、令和6年度末時点の進捗状況は園路及び広場のバリアフリー化率が約64%、駐車場のバリアフリー化率が約57%、便所のバリアフリー化率が約64%となっている。

(8) 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策		
① 防災施設の推進		
134	高齢者及び福祉関係者等の参加や防災、福祉等の関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。	○防災訓練実施に当たっての基本方針を示しており、その中で「防災」と「福祉」の関係部局や地域の関係者が緊密に連携の上、高齢者を含む要配慮者本人の参加を得て避難場所への避難誘導訓練等を行うことなどに努めるよう促している。 ○防災基本計画(令和7年7月1日中央防災会議決定)では、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における高齢者などの参画を拡大する必要がある旨を定めている。 ○「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」(令和8年3月31日付科発0331第12号大臣官房厚生科学課長他8部局長等連名通知)において、福祉分野における平時からの合同訓練の開催等により、連携体制を構築するよう自治体に対し促した。
135	市区町村による個別避難計画 の作成を促進するとともに、都道府県による市区町村への伴走支援等を促進する。また、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の定めるところにより、災害の発生に備え、平時から消防、警察、福祉等の関係機関に対して個別避難計画情報や名簿情報を円滑に提供 することができるよう、本人同意の取得や本人同意を要することなく提供できる根拠となる条例の制定等、必要な環境整備を図る。	○令和7年4月1日時点の調査において、同日までの1年間で個別避難計画が作成された避難行動要支援者は約18万2,000人おり、作成数は確実に増加しているところ。 ○令和5年度以降、都道府県を対象としたモデル事業を実施し、都道府県における市町村支援を可能にするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図っている。 ○発災時の円滑な避難支援のために、平時における個別避難計画及び避難行動要支援者名簿情報の共有が重要であるという視点から、本人等同意の促進又は条例制定の検討を進めることについて、各都道府県への通知を通して市区町村に周知しているところ。
136	災害時においても必要な介護・医療が提供されるよう、社会福祉施設や医療機関等における災害対策を推進し、介護事業所における業務継続計画の策定の徹底を図るとともに、災害拠点病院以外の医療施設についても、その策定を促進する。あわせて、市区町村と地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等において、福祉避難所の協定等、広域的なネットワークの形成に取り組む。	○「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」(令和8年3月31日付科発0331第12号大臣官房厚生科学課長他8部局長等連名通知)において、保健・医療・福祉分野における平時からの合同訓練や研修、会議の開催等により、連携体制を構築するよう自治体に対し促した。 ○社会福祉施設について、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、自治体に対して、業務継続計画(BCP)を未策定の介護事業所へ指導を行うよう周知するとともに、ガイドラインや研修等による支援を行った。 ○医療機関について、全ての医療機関を対象とした業務継続計画(BCP)策定研修事業を実施し、医療機関における実効性の高い業務継続計画(BCP)の策定を支援している。
137	要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、水防法(昭和24年法律第193号)、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。))に基づき、浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)、津波災害警戒区域(津波)及び土砂災害警戒区域(土砂災害)に所在し、市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施を促進する。	○要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きに、令和8年度から運用を開始する新たな防災気象情報などの内容を盛り込み、令和8年3月に手引きの改訂版(案)をHPに公表した。なお、要配慮者利用施設において計画が新たに作成されるとともに、自治体から助言・勧告による計画の改善・見直しも行われた。 ○全国各市町村の防災・土木部局、福祉部局、衛生部局、教育委員会等を対象に、「要配慮者利用施設における避難の実効性確保等に関する都道府県・市町村職員向け研修会」を開催し、避難確保計画の作成や訓練実施の促進を行うとともに、洪水や津波等の避難訓練を効果的に実施している施設に対し、訓練を行う際の工夫・留意点についてヒアリングを行い、避難訓練の取組事例集としてとりまとめ、令和8年3月に自治体等に周知し、訓練の実施促進に取り組んだ。 ○これらの取組に加え、自治体による計画作成の取組事例の周知、施設の職員向けに訓練の具体的な実施方法等に関するeラーニング教材の活用促進など、職員が自ら学ぶ場の提供を行っている。
138	福祉サービス等を利用しながら、高齢者が安心して生活できるよう、社会福祉施設等について非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。	○業務継続計画ガイドラインにおいて、地域等と連携することの重要性について周知するとともに、施設の耐震化や消防法設備等の設置に要する費用の支援を行った。

139	自力避難の困難な高齢者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、砂防えん堤等の施設整備及び土砂災害防止法に基づく基礎調査や区域指定等、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進する。	○要配慮者利用施設等が立地する土砂災害のおそれのある箇所を保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査や区域指定等の推進を実施した。
140	災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に高齢者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、高齢期の特性にも配慮した多様な情報伝達手段の確保のための体制や環境の整備を促進する。	○災害対策基本法に基づく避難情報の発令や被災者支援に係る要配慮者への情報提供にあたり留意する事項等について、自治体に対して様々な機会を捉えて必要な助言を行った。 ○高齢者を含む地域住民への迅速な避難指示等の情報の伝達において必要不可欠なアラートについて、その利活用を推進するため、地方自治体職員等利用者を対象としたセミナーを開催し、多様な情報伝達手段の確保のための環境の整備を促進した。 ○市町村における防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備を促進している。
141	災害時においては、高齢者等要配慮者が被害を受けやすいことを踏まえ、安否の確認や、避難の支援等に関する取組の促進、避難所における良好な生活環境の推進を図るとともに、トイレや食事、入浴等の日常生活支援等の避難者に対する福祉的支援等を行う。	○被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業により、被災者の安否確認等を行うとともに、高齢者等の要配慮者に対する多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化した。
142	避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月内閣府)等を踏まえ、必要な福祉避難所の確保、避難所における高齢期の特性に応じた支援と合理的配慮、福祉避難所への直接避難等が促進されるよう市区町村の取組を促していく。さらに、被災者のニーズに応じて、車椅子利用者も使用できる応急仮設住宅の確保が適切に図られるよう、地域の実情を踏まえつつ、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急救助の実施主体である都道府県の実取組を促していく。	○「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月内閣府)を踏まえ、必要な福祉避難所の確保や高齢者等の要配慮者に対する多様なニーズに合わせた支援等が行えるよう自治体に対して助言を行った。 ○都道府県に対し、通常の建設型仮設住宅にあっても、高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様で、できる限り物理的障壁の除去された(バリアフリー)仕様とすること及び車いす等に乗車したままでも日常生活が営める工夫をするよう施すことを全国会議等で促した。

② 犯罪、悪質商法、人権侵害等からの保護		
143	オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺等の高齢者が被害に遭いやすい犯罪、認知症の高齢者等による一人歩きに伴う危険、悪質商法等から高齢者を保護するため、各種施策を推進する。	○犯罪対策閣僚会議において令和7年4月に決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」等に基づき、関係省庁や事業者と連携し、各種対策を強力に推進した。また、認知症等によって行方不明になる高齢者を発見、保護するための仕組み作りを関係機関等と協力して推進した。 ○認知症の人が安心して外出できる地域づくりや広域的な見守り体制の構築にあたり、各自治体においてGPS 等の機器・システムの活用、ネットワークの構築等のために必要な支援を行っている。
144	日常生活における事件・事故等の問題発生時において、その緊急度に応じた各種通報・相談先について、高齢者にも分かりやすく周知・啓発を図る。	○巡回連絡の機会を通じて、犯罪等の発生時における緊急の連絡方法や警察に対する諸届けの手続方法について教示している。また、110番の日に併せた高齢者を対象とした防犯イベント等の機会を活用し、「110番教室」を開催するなど緊急度に応じた各種通報・相談先について分かりやすく周知・啓発を図った。
145	高齢者の人権問題に関する啓発冊子の配布や啓発動画の配信等の各種人権啓発活動を行うとともに、高齢者に対する家庭や施設における虐待等の人権侵害について、高齢者の人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、被害の救済及び予防に努める。	○「高齢者の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、高齢者の人権問題に関する啓発冊子の配布や啓発動画の配信等の各種人権啓発活動を行った。 令和7年度は、高齢者虐待に関する事例や認知症について考えることを通じて、高齢者の人権について学ぶための教材として、啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！高齢者の人権」を作成し、YouTube法務省チャンネルで配信した。 ○全国の法務局において、法務局職員や人権擁護委員が、高齢者等をめぐる様々な人権問題について、面談・電話・メール・手紙による相談に応じている。また、社会福祉施設において特設の人権相談所を開設している。 ○人権相談等を通じて、高齢者に対する虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。
146	同時に、高齢者による犯罪の防止を図るため、万引きの検挙人員全体に占める65歳以上の者の割合が高い水準にあることを踏まえ、地域における各種会合等の機会を活用し、犯罪の防止に係る啓発を図る。	○地域における各種会合等の機会を活用し、犯罪の防止に係る啓発を図った。
147	年齢層別の出所受刑者の2年以内再入率について、65歳以上の者が最も高いことを踏まえ、刑事司法手続の各段階において、高齢等の特性に応じた調整や指導等を実施するとともに、関係機関と連携した社会復帰支援の充実を図る。	○被疑者・被告人のうち、高齢等により、自立した生活を営む上で、福祉サービス等を受けることが必要な者に対し、本人の意思やニーズを踏まえつつ、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等との連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービス等につなげる取組について、各地域の実情に応じて、地方公共団体とも協働するなどしながら、着実に実施した。 ○受刑者等のうち、福祉的支援の必要が認められる高齢者等に対し、福祉的支援を受けることについての動機付けを含む円滑な社会復帰に向けた指導等、高齢等の特性に応じた処遇を行った。 ○受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者等が、矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の福祉的支援につなげる特別調整の取組を推進した。 ○刑務所出所者等のうち、犯罪をした高齢者等の更生保護施設における受入れやその特性に配慮しつつ社会生活に適応するための指導を行う特別処遇等の取組を推進した。
148	犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える保護司について、担い手の高齢化等を踏まえ、持続可能な保護司制度を確立する観点から、保護司が安心して活動を行うことができる環境整備を進めるとともに、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施等の取組を進め、幅広い世代からの担い手の確保の強化を図る。	○持続可能な保護司制度の確立のため、令和6年10月にとりまとめられた「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」の報告書を踏まえた各種の取組を実施するとともに、保護司の適任者確保、活動環境の改善、安全確保を柱とした「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、令和7年12月に成立・公布された。改正保護司法の施行に向けた準備を行うなど、幅広い世代からの担い手確保や、保護司の安全確保・活動環境の整備に取り組んでいる。
(9) 成年後見制度の利用促進		
149	成年被後見人等の財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な支援につながるよう、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)に沿って、成年後見制度の利用促進のための周知広報や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組むとともに、成年後見制度等の見直しや総合的な権利擁護支援策の充実に向けた検討を行う。	○成年後見制度の見直しについては、令和6年2月の法務大臣から法制審議会に対する諮問を踏まえ、同年4月以降、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、33回にわたり調査審議がされた。令和7年6月には中間試案が取りまとめられ、その後パブリックコメントを経て、令和8年2月に法務大臣に要綱が答申された。同要綱は、後見及び保佐の制度を廃止し、補助の制度の対象を事理弁識能力が不十分である者の全てに拡大すること等を内容としている。 今後、要綱を踏まえた法案の提出がされる予定である。 ○「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)に基づき、成年後見制度の利用促進のための周知広報を行った。 ○社会保障審議会福祉部会の報告書(令和7年12月18日公表)の内容を踏まえ、成年後見制度を含めた地域における権利擁護事業の適切な利用の支援や関係機関の連携体制の整備に関して中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能とするとともに、頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付けること等を内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律案を第221回特別国会に提出すべく準備を進めた。(令和8年4月3日に国会提出)

5 研究開発・国際展開等		
(1) 高齢社会に資する研究開発等の推進		
① 高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進		
150	高齢社会における諸課題に対し、「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)も踏まえつつ、テクノロジーの研究開発や社会実装に取り組む。	○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第3期では、認知症やがん等の超早期診断を可能とするナノ量子センサ技術を発展させた量子リキッドバイオプシーによる高感度診断技術の開発と社会実装の推進、高齢者等の自立支援・健康生活を目的に移動ロボット・動作推定AI・リハビリ等の試作・実証などを行うなど、高齢社会における様々な課題の解決に取り組んだ。 ○ムーンショット型研究開発制度では、高齢社会対策に資する、目標1(身体、脳、空間、時間の制約からの解放)、目標2(疾患の超早期予測・予防)、目標3(自ら学習・行動し人と共生するAIロボット)、目標7(健康不安なく100歳まで)を設定し、最先端医療やAIロボティクス等の挑戦的な研究開発を推進している。これらの目標は、総合科学技術・イノベーション会議及び健康・医療戦略推進本部において研究開始から5年目の評価を実施し、目標の継続を決定した。
151	高齢者の自立支援等による生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現するため、医療機器や介護ロボット、ICT等のテクノロジーについて、専門人材の育成・確保を含め、民間企業と研究機関等の連携を促進し、介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォームを拡充するとともに、評価・検証プロセスへの介護施設の参加の促進や、介護施設におけるテクノロジー導入に伴うオペレーション変更に関する専門家による伴走支援の実施等、現場のニーズを真にくみ取った開発等を促進する。	○開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備するため、令和6年度まで設置していた「開発・実証・普及広報のプラットフォーム」を発展的に見直し、介護テクノロジーの研究開発から市場投入に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を実施するCARISO(CARe Innovation Support Office)を令和7年6月に立ち上げ、介護テックスタートアップを支援する一元的相談窓口を新設した。 併せて、スタートアップの介護テクノロジー開発企業の表彰や、生産性向上に取り組む介護事業所の事例報告等を行うイベント、セミナー等を開催した。 ○国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)を通じて、介護現場の課題を解決する介護テクノロジーの開発支援を行った。 ○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じて、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減・生産性向上につながる福祉機器の開発支援を行った。
152	高齢者の自立及び社会参加を支援するとともに、介護負担を軽減する観点から、高齢者の特性等を踏まえつつ、ものづくり技術を活用した医療機器、世界最先端の革新的な医療機器、高齢者に特徴的な疾病等の治療や検査・診断用のSaMD(Software as a Medical Device:プログラム医療機器)を含む医療機器、在宅医療でも使いやすい医療機器、身体機能の補完・回復等につながるリハビリ機器、日常生活の便宜を図るための介護関連機器等の研究開発・実用化を推進する。	○「医療機器等研究成果展開事業」において、アカデミア・企業・臨床の連携による、医療現場のニーズに応じたな医療機器の基礎研究及び応用研究を支援した。 ○介護テクノロジーの研究開発・実用化に向けては、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備するため、令和6年度まで設置していた「開発・実証・普及広報のプラットフォーム」を発展的に見直し、介護テクノロジーの研究開発から市場投入に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を実施するCARISO(CARe Innovation Support Office)を令和7年6月に立ち上げ、介護テックスタートアップを支援する一元的相談窓口を新設した。 ○デジタルヘルスケア開発導入加速化事業を通じ、SaMDを含む医療機器の研究開発および導入促進に取り組んだ。2024-2025年度においては、14件の採択を行い、医療現場におけるSaMDの活用促進を推進した。 ○AMEDを通じて、介護現場の課題を解決する介護テクノロジーの開発支援を行った。 ○NEDOを通じて、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減・生産性向上につながる福祉機器の開発支援を行った。
153 (63の再掲)	AMEDの医療機器開発推進研究事業等により、補聴器等の聴覚機能に関する技術の研究開発を推進するなど高齢者向け医療機器の実用化を目指す臨床研究等を支援する。	○AMEDの医療機器開発推進研究事業を通じて、補聴器の研究開発を含む高齢者向け医療機器の実用化を目指す臨床研究等を支援した。
154	高齢者の生活の質の向上や介護者の負担軽減を図るため、ICTを活用した高齢者の身体機能を代償する技術及び自立支援や生活支援を行う技術等について、ハード及びソフトの両面から研究開発を推進する。	○国立研究開発法人情報通信研究機構を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発・提供を行う者に対して助成している。(令和7年度の助成実績:5件) ○高齢者・障害者の利便の増進に資するICT機器・サービスの研究開発を行う者に対して、助成している。(令和7年度の助成実績:5件)
155	アカデミア等から幅広いシーズ探索を進め、研究者が持つ独創的な技術シーズを革新的な医療機器・システムの研究開発につなげるとともに、研究開発の初期段階から事業戦略や企業マッチング等の事業化・実用化に向けた伴走支援を行う。	○「医療機器等研究成果展開事業」において、アカデミア・企業・臨床の連携による、医療現場のニーズに応じたな医療機器の基礎研究及び応用研究を支援した。
156	優れた医療機器を創出するため、医療機器創出に携わる企業等の人材の育成、リ・スキリングやスタートアップ企業の伴走支援等を行う医療機器産業振興拠点の充実・強化を図る。	○医療機関において、臨床開発、薬事・保険戦略、知財戦略、製造、品質保証、販売など様々な能力を身につけた高度人材の育成に向けて取り組み、優れた医療機器等の創出に寄与する13拠点を整備した。 また、各拠点の機能に応じて、スタートアップ企業に対する伴走支援、海外を含めた関係機関とのネットワークの強化や臨床上の有用性を実証できる場の体制の整備等も行い、拠点機能を充実・強化した。

157	「AI事業者ガイドライン」(令和6年4月19日総務省、経済産業省)に基づく事業者の自発的な取組を基本としつつ、認知機能の状態に応じた経済活動のサポートや、介護、新薬の開発等、高齢社会の課題解決に資するAI技術の研究開発を促進する。	○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の課題「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」の中で、会話分析から高齢者の金融取引能力を確認できるAIツールの開発に取り組むとともに、ツールの社会実装に向けて、金融機関における実証実験の実施方法等の検討を行った。同研究開発について、令和8年度の実施に向けて、関係省庁が連名で研究開発制度「BRIDGE」に申請し、採択された。 ○「AI事業者ガイドライン」については、最新の技術動向等を踏まえ令和8年3月に第1.2版として更新した。引き続き同ガイドラインにより事業者の自発的な取組を基本としたAIのイノベーション及び活用を促進する。 ○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(NIBN)では、患者の診療や検体情報をリアルタイムで収集する方法を確立し、収集したデータをAIで解析することで、患者を層別化し、創薬に有用なマーカーの特定や患者への情報還元が可能なプラットフォームの運用を始めた。
158	その他、今後人口減少が見込まれる中、過疎地域等地方における移動手段の確保や、ドライバー不足への対応等が喫緊の課題であることを踏まえ、高齢者の事故リスクの低減や、高齢者でも快適に運転できる環境の構築のため、安全運転支援の高度化等に資する次世代ITSの具体化とETC2.0の改善に取り組むとともに、地方等向けの無人自動運転移動サービス等の実現に取り組む。	○地方等向けの無人自動運転移動サービス等に資する信号情報提供について、インフラに求める要件、接続要領、信号情報利用に当たっての遵守事項等のルールについて検討を推進した。 ○ETC2.0等を活用した交通安全対策に関する検証を実施し、車両、歩行者や自転車への情報提供が有用であること等を確認した。 ○地方公共団体による、自動運転サービスの社会実装を目指す全国67箇所の取組について、「自動運転社会実装推進事業」で初期投資支援を実施した。
② 高齢期にかかりやすい疾病等及び健康増進に関する研究開発等		
159	高齢期にかかりやすい疾病等について、その病態や発症機序解明等の研究を進め、創薬を加速化する。ゲノム科学等先端科学技術の活用等により、新たな医療技術の研究開発や臨床応用を進め、効果的な保健医療技術の確立も目指す。特に、認知症については本邦発の新規治療薬が上市后であり、脳科学研究の推進により新たな標的の治療法を開発し、共生社会の実現を目指す。	○脳神経科学統合プログラムにおいて、神経疾患・精神疾患の画期的な診断・治療・創薬等シーズ開発に向けた基礎研究を推進した。
160 (47の再掲)	「がん研究10か年戦略(第5次)」に基づき、「がん対策推進基本計画」に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資する調査研究等に加えて、革新的な診断法や治療法を創出するため、シーズの探索・育成、がんに関する先端的な科学技術の活用、異分野融合等の分野横断的な研究、低侵襲性診断技術や早期診断技術の開発、QOLの維持向上の観点を含めた高齢のがん患者に適した治療法等を確立する研究、迅速な社会実装に向けた研究開発等を推進する。	○AMEDの革新的がん医療実用化研究事業を通じて、多面的な評価に基づく高齢者ががんに関する臨床研究等を支援した。
161	高齢者が罹患しうる疾患を含めた難病の病因や病態を解明し、難病の患者を早期に正しく診断し、効果的な治療が行えるよう研究開発を推進する。	○認知症研究開発事業を通じて、認知症の本態解明、予防、診断及び治療などの基礎研究、臨床研究等を進めている。 ○難治性疾患政策研究事業や難治性疾患実用化研究事業を通じて、難病の疫学研究や治療法の開発等を進めている。
162	QOLの観点から研究開発を進め、生命の発生から老化までの過程における健康・病気のメカニズムを解明する「ライフコース」研究、効果的・効率的な介護等についての研究、フレイル対策の視点から高齢期に着目した健康づくり、加齢に伴い有病率が高くなる生活習慣病の予防・重症化予防に関する調査研究等、健康づくりに関する研究等を推進する。	○早期ライフステージに着目し、老化したマウス卵子の染色体数異常を抑止する技術の開発等ヒトの高齢化に伴う不妊や先天性疾患といった社会課題を克服する技術開発の端緒となる成果を創出している。 ○ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、AMEDによる支援を通じて認知症やフレイル等の高齢者が罹り患しうる疾患領域の学会が中心となって作成した予防・健康づくりの医学会指針の普及及び整備を行った。
163	新興感染症や自然災害の発生に備え、平時から保健・医療・介護に関する情報収集・分析等公衆衛生領域等の調査研究を推進する。	○左記の研究として厚生労働科学研究にて「診療所及び高齢者施設を対象とする効率的・効果的な薬剤耐性菌制御手法の確立のための研究」を実施している。(令和7年～令和9年まで実施予定) ○老人保健健康増進等事業にて「BCP及び非常災害対策計画における実効性の確保と地域住民との連携促進に関する調査研究事業」を実施した。

③ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析・データ等の利活用		
164	高齢社会対策基本法や大綱に定められた分野別施策について国民の意識を把握するとともに、政策課題を把握し、エビデンスに基づく高齢社会対策の政策立案に寄与するための調査を行う。	○高齢社会対策基本法に定められている基本的施策に沿ったテーマを中心に一般統計調査（高齢社会対策総合調査）を実施している。 令和7年度については、「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」として、日本、アメリカ、ドイツ、スウェーデンの高齢者を対象に、就労、友人・知人との交流、情報収集、生活満足度などについて調査を行った。
165	また、高齢期にもその年齢層によって、就業率、所得、社会活動意識等、様々な点で差異が見られることに留意し、統計や制度の利用目的が適切に果たされるよう65歳以上を一律に捉えずに、70歳、75歳、80歳等、年齢区分を細分化して現状分析をきめ細かく行うなど、目的に応じた年齢区分の使用を推進する。	○高齢社会対策総合調査においては、年齢区分ごとの差異を把握するため、きめ細かな分類を行い、各世代毎の分析が行えるようにしている。令和7年度に実施した「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」については、60～64歳、65～69歳、70～74歳、75～79歳、80歳以上の区分を設けて現状分析を行った。
166	少子高齢化や地域の人口減少に伴う諸課題に対応するため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、データの利活用を推進するとともに、制度・業務・システムの三位一体での取組を進めていく。	○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）「第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針」をもとにデータ利活用に関する取組の着実な推進を図った。
(2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信		
① 健康・医療産業の国際展開		
167	「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）及び「グローバルヘルス戦略」（令和4年5月24日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、各国の自律的な産業振興と裾野の広い健康・医療分野への貢献を目指し、我が国の健康・医療関連産業の国際展開を推進する。対象分野については、医療・介護のみならず、裾野の広いヘルスケアサービスを含む全体をパッケージとして展開する。	○「健康・医療戦略」（令和7年2月18日閣議決定）及び「グローバルヘルス戦略」（令和4年5月24日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、各国の自律的な産業振興と裾野の広い健康・医療分野への貢献を目指し、我が国の健康・医療関連産業の国際展開を推進した。対象分野については、医療・介護のみならず、裾野の広いヘルスケアサービスを含む全体をパッケージとして展開した。 ○令和7年度に「デジタル海外展開プラットフォーム」においてアジア・アフリカをテーマにした官民ワークショップを実施し、政府の支援ツールや日本企業の取組の紹介・情報共有、ネットワーキングの機会提供等を実施した。 また、「安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業」の予算を用いて、アジアやアフリカにおける医療ICTシステム展開に向けた調査・実証を実施した。 ○「新興・再興感染症研究基盤創生事業」において、アジア・アフリカ等に海外研究拠点を設置し、各拠点の強化を図りつつ現地国の関係機関との共同研究を推進した。 ○研究を通じ国内及び拠点設置国の大学・研究機関等において感染症研究にかかわる人材育成を行っている。 ○医療技術国際展開推進事業や開発途上国・新興国等における医療技術等実用化研究事業を通じて、人材育成や研究開発課題を実施したことに加えて、ジュネーブで開催された国際的な医療展示会（AidEx）に日本ブースを設置するなどし、国際展開を目指す日系企業に対して、国際機関の枠組みを活用した活動の支援を実施した。 ○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）とフィリピン基地転換開発庁（BCDA）が、マニラ北方にて進めている新規地域開発案件にて、部分的にフィリピン大学総合病院が開所していること等を盛り込んだ「第1回健康・医療グローバル協議会資料」を作成し、6月30日に公表した。
168	介護ロボットやICT等のテクノロジーについて、海外での販売や規制の承認といった具体的な成果創出に向けた実効性検証や現地ニーズに合わせた改良開発を支援し、各国の制度や背景を踏まえた知見を集約するとともに、認証取得のサポート等を行うことで、海外展開を促進し、世界市場の獲得を目指す。その他、福祉用具等の重要又は先進的な製品・サービス等について、消費者の安全・安心とともに公正なルール形成や市場基盤創造を主導するため、関連するJIS（日本産業規格）開発や国際標準化活動を推進する。	○AMEDを通じて、開発事業者が海外展開計画（研究計画、事業戦略等）の実行性を検証し、進出国・地域での上市に向けた計画の精緻化を行うための実現可能性調査（FS）を支援する補助事業を実施した。 ○福祉用具等の開発・普及を促進するためには、安全性を含めた品質の向上とともに公正なルール形成や市場基盤創造に資する観点から標準化が重要であることから、認知機能を支援する機器及び環境デザインのガイドラインに関する国際標準化活動等を実施した。
169	医療機器の海外展開に向けて、当初より海外展開を見据えた医療機器の研究開発を行う企業に対する開発支援や、海外展開に必要なネットワーク構築支援を行う。	○開発当初より海外展開を見据え、最先端の科学技術を駆使した革新的な医療機器・システムの研究開発を行う企業に対する支援として、新規4件の事業を採択した。 ○米国をはじめとした国際展開に取り組む中小企業及びスタートアップの医療機器開発に対する開発支援として、新規4件の事業を採択した。 ○国際展開に向けて開発早期の段階から、海外の医療機関や米国展開等を専門とするアクセラレータ等と連携し、規制・許認可等への対応や現地KOL等との接続、治験を含む開発戦略、販売戦略等を支援するネットワーク構築、伴走支援を実施した。

② 国際社会への知見等の発信		
170	各分野における閣僚級国際会議等の二国間・多国間の枠組み等を通じて、世界で最も高齢化が進んでいる日本の経験や知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。	○各分野における閣僚級国際会議等の二国間・多国間の枠組み等を通じて、世界で最も高齢化が進んでいる我が国の経験や知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めた。 ○高齢社会に伴う課題の解決に向けて、質の高い介護サービス等に関する知見について、各国の政府職員へのブリーフィングを実施するなど、海外への共有等を図っている。 ○令和7年10月には、第23回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催し、「高齢化社会に向けた持続可能な社会づくり」をテーマに議論を行い、各国における今後の取組についての提言を採択した。 ○令和7年9月に開催された第15回APEC保健・経済ハイレベル会合を始め、APECの保健関係の各種会合で我が国の取組について発信した。 ○令和7年11月に「認知症予防と地域介入」などをテーマとする日中韓少子高齢化セミナーを開催した。
171	特に、具体的な取組に関心のある国においては、アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、予防・リハビリテーション・自立支援等、我が国が培ってきた様々な高齢社会対策の知見・経験を相手国の実情とニーズに見合う形で紹介するとともに、政策対話を実施し、当該相手国との連携体制の構築を推進する。	○具体的な取組に関心のある国においては、アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、予防・リハビリテーション・自立支援等、我が国が培ってきた様々な高齢社会対策の知見・経験を相手国の実情とニーズに見合う形で紹介するとともに、政策対話を実施し、当該相手国との連携体制の構築を推進した。
172	開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修の受入れ等を推進する。	○開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修の受入れ等を推進した。
173	高齢者、退職者等の専門的知識・技術を海外技術協力に活用していくことも念頭に、JICA海外協力隊を始めとする多様な国際協力の制度を活用して開発途上国の現場で活躍する事業を推進する。	○様々な分野において知見・経験・専門的技術を有する高齢者、退職者等をJICA海外協力隊として各国に派遣し、高齢者、退職者等が協力隊として各開発途上国の現場で活動する事業を推進した。
174	諸外国の高齢化に伴い増加するがん、循環器病、糖尿病等、我が国が研究・知見の蓄積を有する分野での保健課題に関する取組を推進し、世界におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC: 全ての人が効果的で良質な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。)の達成やパンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防・備え・対応(PPR)を強化する。	○諸外国の高齢化に伴い増加するがん、循環器病、糖尿病等、我が国が研究・知見の蓄積を有する分野での保健課題に関する取組を推進し、世界におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC: 全ての人が効果的で良質な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。)の達成やパンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防・備え・対応(PPR)の強化に向けた取組を進めた。 ○世界銀行や世界保健機関(WHO)と連携しながら、少子高齢化に対応しつつ質の高いUHCを維持している我が国の知見や経験も活用し、開発途上国におけるUHC達成のための知見共有や財務・保健当局者に対し保健財政に係る能力強化を行う世界的な拠点として東京に設置した「UHCナレッジハブ」の取組を進めており、UHC達成に向けた機運の更なる醸成のために、UHCを推進する国及び組織のリーダーらを招待し、「UHCハイレベルフォーラム2025」を令和7年12月に開催し、令和8年2月には対面研修を実施した。 ○国際保健規則(2005)の改正について、令和6年の第77回世界保健総会で採択され、令和7年9月に発効した。発効にあたり、改正内容を検討し、その実施に向けた国内調整を行った。 ○国際保健規則と相互に補完し合う形でパンデミック及び公衆衛生上の緊急事態に対するPPRを強化することを目的とした「WHOパンデミック協定(仮称)」の本体が令和7年の第78回世界保健総会で採択された。現在は、協定第12条に関連する附属書の作成を主な任務とする政府間作業部会が設置され、引き続き政府間の交渉を行っている。